

第36回平成23年3月与謝野町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成23年3月11日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後3時38分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	12番	多田正成
3番	有吉正	13番	赤松孝一
4番	杉上忠義	14番	糸井満雄
5番	塩見晋	15番	勢旗毅
6番	宮崎有平	16番	今田博文
7番	伊藤幸男	17番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	18番	井田義之
9番	家城功		

2. 欠席議員(1名)

11番 小林庸夫

3. 職務のため議場に参加した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
参事兼企画財政課長	吉田 伸吾	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 議案第 4 0 号 与謝野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
(提案理由説明)

追加日程第 2 議案第 4 1 号 与謝野町地域情報通信基盤整備センター設備工事請負契約の変更について
(提案理由説明)

追加日程第 3 議案第 4 2 号 与謝野町地域情報通信基盤整備線路設備工事請負契約の変更について
(提案理由説明)

追加日程第 4 議案第 4 3 号 与謝野町地域情報通信基盤整備工事（その 2）請負契約の変更について
(提案理由説明)

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(井田義之) 皆さん、おはようございます。

けさはまた随分と寒い朝になりましたけれども、また、きょう一日、よろしく願いをいたします。

きょうのこれからの日程について、少しだけお知らせをしておきたいと思います。

本会議、一般質問、きょう続けてやるわけですけれども、その後、追加議案の提案ができたかなというふうに思っております。

それから、昼休みには、午後1時から議会運営委員会を開催される予定になっておりますし、それから、本会議終了後、広報委員会も開催をしていただく予定になっておりますので、お知らせをしておきます。

なお、本日も小林庸夫議員から欠席の届けが参っておりますので、ご報告をしておきます。

ただいまの出席議員は17人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

最初に、6番、宮崎有平議員の一般質問を許します。

6番、宮崎議員。

6番(宮崎有平) 皆様、おはようございます。

けさは、春の訪れがまだまだ先なのかなと思えるような寒さですが、一般質問の最終日のトップバッターとして元気よく頑張りたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、住宅用火災報知機の設置についてお尋ねをします。

平成22年の火災のことでございますが、当町では、建物火災が10件、車両火災が1件、そのほか、枯れ草・立ち木の火災が2件発生しております。幸い、死者の発生はなかったようでありまして、負傷者も軽いものであったようであります。不幸中の幸いであったと思います。

その中で、火災報知機が設置してあったから、大火事にならずぼやで済んだ火災がございました。また、その反対で全焼した火災がありまして、家に家族の方がおられたのに火事に気がつかず、近所の方が発見したことにより通報が遅くなってしまい、全焼した火災であります。

この件は、火災報知機をつけていれば、すぐに気がついてぼやでおさまっていた火事ではなかったかと悔やまれる火災であったように思います。

それに、全国の統計では、住宅火災による死者の半数が65歳以上という数字が出ておるようでありまして、町民の高齢化を考えますと、命にかかわることでもありますので、町民の皆さんに早急に設置をしていただけるようお願いする必要があると考えます。

与謝野町では、火災報知機の設置を何度となく告知してきたと思いますが、ことしの5月31日までに火災報知機の設置義務が消防法で定められております。いよいよ設置義務まであと3カ月足らずになっておりますが、与謝野町では何%の住宅に設置ができているのか、把握されているなら、設置状況をお尋ねいたします。

また、一般住宅への火災報知機設置を100%にするために、町民への周知についてどのようなお考えでおられるのか、町長にお伺いをいたします。

次に、2点目の、与謝野町の消防体制について質問をさせていただきます。

日ごろから、消防団の皆様には、お仕事がありながら、与謝野町民の生命と財産を守るという大変な任務を担っていただいておりますことに、この場をお借りいたしまして、一町民として深く感謝を申し上げ、心から敬意を表するところでございます。

私も、団員として、岩滝地域の消防団に所属をしていた経験がありまして、自営業を営みながら消防活動に精いっぱいのお奉仕をしてきましたので、団員の皆様のご苦勞も私にはよく理解ができるところであります。

私が入団していたころ、大体20年から40年前の話になりますが、ほとんどの団員が自営業を営む人たちでありました。それでも、消防団は非常勤でありますので、団員が全員町外に出ていることもあり得ることでありまして、常にベストの人数が約束されているわけではない状態でございます。

分団長になりますと、責任感から常に不安な気持ちを感じていたことを思い出しております。

また、消防団は、火災の時だけでなく、自然災害、人探し等の人海戦術に今までに大変な活躍をしてきた組織であります。消防団なくしては町民の安全・安心は語られないと思っております。

しかしながら、最近では、地域防災を取り巻く環境や社会情勢が著しく変化をしておりますし、消防団活動が、団員確保も含め大変難しくなっている現状があると思っております。現在も、団員の欠員が消防団全体で34名あると聞いております。また、町外へのお勤めの方が半数以上であることも現在の消防団の現実であります。

昨年の6月定例会の一般質問で、宇治田原町の例を挙げ、宇治田原町では、地域消防力や防災力を高めるために、消防団のOB12名で消防団支援隊を組織されておられるので、与謝野町でも、消防団の皆さんの負担が少しでも和らぐことになるのではないかと、また、十分な活動ができるようになるのではと思ひ、支援隊を考えられてはと提言させていただきました。また、伊根町の職員による消防体制を参考にされてはどうですかとも申し上げました。

その後、消防団や消防委員会等で検討がなされたようでありまして、支援隊の結成に踏み込まれたようですが、その支援隊はどのような体制になっているのか、その詳細を聞かせていただきたいと思ひます。

それでは、次の質問をさせていただきます。

ことし1月7日未明に、午前3時ごろだったと思ひますが、岩滝地域において、近年にない2軒全焼という大火事が発生しております。この火災のときに本庁のサイレンが鳴っていないと言われておりますが、事実でありますでしょうか。

消防団にとって、サイレンが鳴らなければ出動もできません。夜中のことですから、熟睡している時間帯ですので、小さな音では目が覚めません。あのときのサイレンの音は私も聞きましたが、大変遠くで鳴っているようなサイレンでした。私が聞いた感じでは、雪が降っているのでこんなに小さな音になるのかなと思ひておりましたが、本庁の近所の方はサイレンが鳴っていないとおっしゃっておられます。今までに、お昼のサイレンも鳴らないことが何度かあったと言われておりますが、それも事実でしょうか。

サイレンが鳴らなかったのはどういった原因だったのか、また、今はそれが改善されているのか、町長にお尋ねをいたしまして、一回目の質問を終わります。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） おはようございます。

宮崎議員の1番目のご質問、火災報知機の設置についてにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、平成23年5月31日には、宮津与謝消防組合が定めます火災予防条例の住宅用火災警報機設置の猶予期限が切れ、いよいよ6月からは設置が義務化されます。

ご質問の、住宅用火災報知機の設置率については、消防組合が行った昨年12月末現在のサンプル調査では、宮津与謝管内全体が56.9%、これに対して、当町の設置率は49.2%との報告を受けております。

この火災報知機は、火災による被害から人命を守ることを目的としたものであり、火災報知機の設置により被害が軽減されたなどの奏功例も多く報告されております。町では、町報などで繰り返し周知を図るほか、消防団による防火広報活動の中でも設置を呼びかけてきたところであります。

宮津与謝消防組合においても、組合の広報紙などを通じまして広報を実施してまいりました。また、町内の一部では、共同購入の取り組みを進められている地域もあり、少しでも安く購入して、全戸に設置が図られるよう取り組まれております。

消防組合では、この猶予期限を目前に控えて、各戸を個別に訪問して、設置状況の調査を行うとともに、設置済の世帯には設置済シールを配布し、未設置の世帯に対しては設置の依頼を行う予定であるというふうにお聞きしております。

現在の規定では、猶予期日を過ぎましても罰則の規定はありませんが、町としましても、消防組合をはじめ関係機関と連携しながら、100%の設置を目指して、広報紙等により普及啓発を行い、設置の推進を図っていきたいというふうに考えております。

2番目のご質問の、消防体制についてお答えいたします。

昨年6月の定例会の宮崎議員からのご質問に対し、消防団の現状や、消防団、そして、消防委員会での検討状況をお答えさせていただきましたが、その後の経過や検討結果についてご報告いたします。

議員ご指摘のとおり、消防団の現状は、年々、団員のサラリーマン化の進行によりまして、平日の日中の火災への出動が危惧されている状況であり、この状況は、消防団のみならず、町民の方々にとっても大きな問題となっており、この対応について、昨年から引き続き、消防団と消防委員会におきましてご協議をいただいております。

その結果、方向性としては、基本的には、消防団OBには頼らず、消防団で担うべきところではあるが、厳しい現実がある中で、どうしても消防団だけでは対応できない地域や分団については、消防団員OBの力を借りることにより消防団支援隊を創設する必要がある。全地域横並びにこの組織を導入するという考え方ではなく、必要などころから、各分団の意見を聞きながら設置していくという方針のもと、具体的な取りまとめ作業を行っていただきました。

消防団支援隊の概要は、平日の日中の火災時に消防団の出動が見込めないなど、支援体制が必

要とされる分団に設置するものでございまして、分団の指揮のもとで、消防団が行う消化活動の支援を行うものでございます。

隊員の要件としましては、消防団のOBであり、自宅でお仕事をされているなど、平日の日中に出勤が可能な65歳未満の方としており、消防団と区の推薦により、町が委嘱することとしております。身分は、消防団員の位置づけではなく、無償のボランティアとしてお願いするものでございます。

初年度となります平成23年度は、消防団の意向として、まずは、岩滝地域の二つの分団に設置し、その後は、各分団の意向に基づき、各区の協力も得ていただきながら、徐々に設置をしていきたいというふうに考えています。

制度の発足に向けましては、消防団支援隊を設置する予定の岩滝地域区長会にもご理解、ご支援を求めまして、ご了解をいただきましたので、町としましては、消防団支援隊設置要綱を制定し、平成23年4月からスタートしたいというふうに考えております。

この消防団支援隊の設置により、消火活動の充実を図り、私たちの町や地域はみんなの力で守っていくという、そういった体制づくりを一層進めてまいりたいというふうに考えておりますので、議員の一層のご理解、ご支援をいただきますようお願いいたします。

3番目のご質問の、本庁のサイレンについてお答えいたします。

ことしの1月7日未明に発生しました岩滝地域での火災におきまして、岩滝本庁舎に設置されておりますサイレンが鳴らなかったということでございますが、近隣の町民の方からも、サイレン吹鳴がなかったとのご指摘をいただいております。また、昨年5月ごろから、まれにお昼の12時のサイレンも吹鳴しないことがありました。

現在の消防サイレンは、岩滝地域においては宮津与謝消防署の指令台で作動させることとしており、消防無線を経由してサイレン吹鳴装置に設置しておりますアンテナにて電波を受信し、モーターサイレンを吹鳴させる、そうした仕組みになっております。また、昼の12時に、宮津与謝消防署の指令台から消防無線を経由して吹流しのサイレン吹鳴をしており、これによりサイレンの吹鳴装置が正常に作動するかどうかの確認を兼ねているところでございます。

先ほども申し上げましたように、昨年5月以降、まれにお昼のサイレンが吹鳴しないことがありましたので、設備の点検を実施しました結果、機器の異常は認められないが、以前に比べ、電波の受信状況が不安定になっており、季節や気候条件により電波の受信状況が左右されるという不安定な状況にあるとの報告を受けております。

その改善策として、受信アンテナを感度の高いものに変更し、また、アンテナの方向や位置を調整するなどの対策を実施し、電波の受信感度を高める処置を実施しております。

その後、11月に、町内のすべてのサイレン吹鳴装置設備の保守点検を実施しました結果、すべての機器の異常は認められないとの報告を受けております。

今回、1月7日未明の火災発生時にサイレンが鳴らなかったということで、再度、機器の詳細な調査を実施しました結果、モーターサイレン機器の凍結防止ヒーター装置にふぐあいが見られ、その改善を行ったところでございます。

さらに、現アンテナの高さ調整も実施し、電波の受信感度を一層高めるための措置を行いまして、現在は、サイレン吹鳴のふぐあいは見られない状況となっております。

サイレン吹鳴設備は、町民の皆様の安全と安心を守る非常に重要な設備であり、町民の皆様に不安を与えましたことを改めておわびしますとともに、当然のことではありますが、設備の機能保持のため、日ごろから万全の措置を講じていきたいと考えておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

以上で、宮崎議員ご質問の答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） ご答弁いただきましてありがとうございます。

最初の、火災報知機の件でございますが、今おっしゃっていただきました設置状況は、与謝野町は49.2%というふうに申されておられました。

私が調べたところによりますと、宮津市が60.7%、伊根町が85.9%の実施状況があるというふうに聞いております。与謝野町は49.2%。それから、全国平均でも63.6%はできておるといふふうに言われております。これを見ますと、与謝野町は非常に悪い成績であります。この49.2%ということについて、町長はどのようにお感じになりますか、お願いします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 全国平均、また、この近隣から比べますと低い数値だといふふうに思っておりますし、今後のそれらの設置につきまして、先ほど述べましたことに加えまして、今まで以上のそうした啓発を行う必要があるといふふうに感じております。

議 長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 町長がおっしゃったとおり、与謝野町は非常に低い状況であるといふふうに私も思います。

先ほども申しましたけれども、昨年の火災の中で、火災報知機が設置してあれば全焼せずに済んだという火災がございました。それは、家にいながら家の方が発見できなかったという火災でございます。そういった悔やまれるような火災がありましたので、ぜひともこれを町民の皆さん100%に設置ができるよう、町としてもご努力をお願いしたいと思っております。

それから、次の質問の中で、消防体制についてでございますが、私、去年の6月に質問させていただいたときには、あの分団、第2分団ですけれども、町外へ勤務されている方が二人しかおられないということがありまして、日中の消防車が出ないのではないかと。現実、おとしはあったということでございますが、今の状態も第2分団はそんなに変わっていないと思っております。資料を見させていただきますと現状は変わっておりません。

ところが、第2分団は、支援隊については、それを導入されようとはしていないように聞いておりますが、その点はどのようにお考えでありましょうか、お願いします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 消防団では、もうすべての分団に対しまして、その支援隊組織が必要かどうかのヒアリングが実施されました。その結果、岩滝第1、第4分団以外の分団からは、現在では消防団で対応可能、あるいは現在では何とか対応できるが、将来には必要になるとの回答であったといふふうに聞いております。

岩滝第2分団においても、現体制の中で支援隊の力を借りず、対応していきたいとの意向であ

り、昨年6月に発生した日中の火災に、これは下山田地区でございますけれども、そうした火災時においても、6名の人員により出動できたことがその考え方の根拠だというふうに聞いております。

この支援隊制度につきましては、先ほど述べられましたが、今後、消防団の各分団での状況が変化する中で、各分団から申し入れがあれば、いつでも支援体制を組織していくということで進めていきたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） まだまだこれから、この件につきましては、消防団を含めて検討していただきたいと思っております。

それでは、3点目でございますが、本庁のサイレンが鳴らなかったということは町の方でも認知されておられるということをお聞かせいただきました。

ほかの、岩滝地域の、本庁以外のサイレンはどうだったんでしょうか、ちょっとお伺いいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 他の地域については大丈夫であったというふうに聞いております。

議 長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） サイレンが鳴らなかったということにつきましては、去年からそういうお昼のサイレンが鳴っていないというようなことがたびたびあったと近所の人もおっしゃっております。それが、今回、ことしの1月7日の火災に、いろいろな悪条件がそろってしまったということもあるとは思いますが、2軒全焼という大火事になりました。それは、一つはサイレンも要因の一つではないかと思えます。

この点については、町長、どのようにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるように、気候、あるいはそうした電波状況によりまして、電波状況が悪くてそうして鳴らなかったという、不安定なそういう状況であったのも一つの原因でしょうし、1月7日のサイレンが鳴らなかったということで、機器類については、再度、点検・調査をした結果、モーターサイレン機器の凍結防止のヒーター装置に不都合があったということでございまして、それらについては改善を行ったということでございます。

それだけが原因なのか、先ほど申し上げましたように、非常に電波の届きが悪いというようなことも考えられますので、アンテナ等の高さを調整したりとか、そうしたあらゆる不都合が起きるであろうと思われるところは点検・調査をさせていただいたということで、今のところ、これで大丈夫であろうという結果を得ているということでございます。

議 長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） もう改善されておるといふふうに今お聞きしましたけれども、それはいつごろ改善されたのか。といいますのは、ことしに入って、2月に入ってからもお昼のサイレンが鳴らないことがあったというふうに聞いております、一回だけ。だから、2月に入ってまでもまだ改善されてなかったのか。いつ、もう間違いはないですよということがわかったのか教えてください。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 詳細につきまして、総務課長の方から答弁させていただきます。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） それでは、私の方からご説明を申し上げたいと思います。

先ほどから、宮崎議員さんが、サイレンの吹鳴につきまして、鳴っていないのではというご質問でございます。

先ほど、町長が、昨年5月ごろからということをお願いしておりました。常日ごろから、サイレン吹鳴につきましては、毎月、維持管理をいたしております。そうした中で、そのサイレンの吹鳴がなかったと思われるときは、至急来ていただきまして、その都度、原因究明をしております。

そうした中で、先ほどの質問で、2月に一回鳴らなかったことがあるのではないかとということがございます。先ほど、町長が申しあげましたそうしたこともございまして、アンテナの調整等もしております。高さ調整、そういったことも行いまして、この2月の後は、サイレンが鳴らないというようなことは起こっていないということで私は承知をいたしております。

したがって、アンテナの高さを調整したことが今は功を奏して、それ以来鳴っているということでご理解をいただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 今現在は万全の体制であるというふうなお話がありました。

非常勤の消防団にとりましては、サイレンが本当に唯一の出動する方法でございますので、ぜひともこれは今後も保守点検を万全にさせていただきたいというふうをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおり、サイレンの吹鳴といいますのは、町民の皆さんのそうした安心・安全のための大変重要な機器であるというふうに思っております。

今後につきましても、万全の体制で臨むよう努力させていただきたいと存じます。

議 長（井田義之） これで、宮崎有平議員の一般質問を終わります。

次に、10番、山添藤真議員の一般質問を許します。

10番、山添議員。

10 番（山添藤真） 皆様、おはようございます。

与謝野町のすべての子どもたちにとって、この3月という季節は大きな期待と、そして、ちょっぴりの不安を抱えながら過ごす、そんな時期だと思っています。そんなすべての子どもたちが新しい環境に入りましても、元気に、そして、明るく毎日を過ごしていけることを心より願っております。

それでは、事前通告に従いまして、私の一般質問を始めたいと思います。

本定例会に提出いたしました私の一般質問は、一人ひとりを包摂する社会の実現に向けてと、9月定例会での一般質問、地域活性化を問うの振り返りの2項でございます。

まずは、一人ひとりを包摂する社会の実現に向けてでございますが、具体的な質問に入ります前に、この質問を行う背景を簡単にご説明させていただきたいと思っております。

去る1月18日、首相官邸で、一人ひとりを包摂する社会特命チームが発足し、その初会合が

行われました。

この特命チームは、新たな社会的リスクの強化を含めた社会的包摂を推進するための戦略策定を目的として設置されたもので、第1回となる会合では、一人ひとりを包摂する社会の構築に向けた課題についての議論があったと聞いております。

さて、この聞きなれない社会的包摂とは一体何でしょうか。大ざっぱにご説明させていただきますと、家族や地域社会、企業における従業員の家族意識といった、お互いが支え合う機能が失われた結果、社会から孤立してしまった人々を、もう一度社会の中に包摂しようという政策理念でございます。つまり、大きなふるしきで、できるだけ多くの人々を包み込んでいくことのできるような社会の実現を目指す政策理念でございます。

この歴史的な背景といたしましては、1970年代のヨーロッパでこの政策理念は生まれました。当時のヨーロッパ諸国では、若い失業者、低所得者、外国人、ホームレス、薬物中毒者を社会から排除しようという動きが顕著となった結果、社会的負担が増大をしていました。それに対して、こうした事態が続けば、国家の崩壊にまで行き着くという危機感からこの包摂理念が生まれたと聞いています。

確かに、数十年前にヨーロッパ諸国で顕在化していた諸問題は、現在の日本が抱える諸問題と合致する部分があるのではないかと考えています。

例えば、12年連続自殺者数が3万人を超えている状況や、現在の社会状況を無縁社会という言葉で形容されていること。あるいは2007年にユニセフが行った、子どもの孤立の国際比較では、自分は孤独と感じる、自分は不器用で居場所がないと感じるのそれぞれの質問に対し、はいと答えた15歳の学生の割合は、対象国23カ国の中で一番高かったこと。2005年度にOECDが行った、家族以外の人と交流のない人の割合の調査で、日本では、友人、同僚、その他の人との交流が全くない、あるいはほとんどないと回答した人の割合が15%を超えており、加盟国20カ国中最も高い割合となっていたことがその合致する部分ではないでしょうか。

以上の社会状況が与謝野町の状況とぴったりと当てはまるとは到底思いませんが、しかし、孤立化というリスクを抱えながら生活をしている人は、少なからずいることが確かであり、また、潜在的に孤立化のリスクを抱えながら生活している人々はさらに多数いることと思います。

本項では、そんな孤立化のリスクを軽減し、一人ひとりを包摂する社会の実現に向けて講ずるべき政策についての議論をいたしたいと思っております。

その議論を行うに当たり、指針となるような八つの統計と町長のご見解を事前通告にて求めています。すなわち、当町における世帯構成の推移と見通し、ひとり暮らしの高齢者の動向、婚姻・離婚の状況、性別・年齢別に見た非正規労働者の推移、フリーター、ニート状態の若者、被保護世帯数及び世帯保護率の推移、気分障害患者数の推移、自殺者数の推移の8項目でありまして、最後に町長のご見解を求めています。

もちろん、統計のとりにくい事項であるかとは思いますが、ご答弁のほど、よろしくお願いたしたいと思っております。

次に、私が昨年9月の定例会で行った一般質問、地域活性化を問うの振り返りを行いたいと思っております。

内容を振り返りますと、ふるさとを離れたものの、今も変わらず感情を持ち続けている人たち

への地域の情報を的確に届けることによって、これまでとは違った地域活性化の領野が開けてくるのではないかという主張でございました。

それに対し、町長は、丹後人会に出席をして、いろいろな方々からの情報収集に努めている。ホームページを活用し、町外へもさまざまな情報発信をしていきたいとのご答弁でございましたが、その後の係る取り組みのご報告をいただきたいと思います。

以上、第1回目の質問といたします。

ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 山添議員、ご質問の1番目、一人ひとりを包摂する社会の実現に向けてについてお答えいたします。

最初に、ご質問の、与謝野町の状況について報告をさせていただきます。

第1に、当町における世帯構成の推移と見通しについてでございますが、本町の人口は、合併時と平成22年3月末と比べました場合、1,189人減少しております。にもかかわらず、世帯数は8,875世帯から9,056世帯と181世帯ふえております。

これは本町に限ったことではなく、全国で進む核家族化のあらわれであるというふうと考えており、この傾向は今後も続くと思われまます。

第2に、当町におけるひとり暮らし高齢者の動向ですが、町民生児童委員協議会が把握しているひとり暮らし高齢者世帯数は、平成19年度、681世帯、平成20年度、696世帯、平成21年度、695世帯、平成22年度、749世帯というふうに、年々増加しております。全世帯に占めますその割合は、平成22年度で8.2%という状況でございます。

第3に、当町における婚姻・離婚の状況でございますが、平成17年度から平成21年度までの数を比較いたしました。その年度により大きな差があることから、5年間の平均値で報告させていただきます。

婚姻、87.4件に対し、離婚37.8件と、婚姻に対する離婚の比率は42.1%という、そうした状況でございます。

第4、第5の、本町における非正規労働者、フリーター、ニート状況の若者の数は資料がございません。実態把握が非常に困難であるということでございます。ただし、平成22年実施の国勢調査の結果が公表されていませんので、少し古くなりますが、平成17年の国勢調査では、当町の完全失業者数は542人となっております。

第6に、当町における生活保護世帯数及び保護世帯率でございますが、平成20年度から22年度の直近3年間の状況は、保護世帯数が89.9世帯が99.9世帯に、保護世帯員数も128.8人から141.6人、保護世帯比率も1%が1.1%に増加しています。

第7に、うつ病等の気分障害患者数につきましては資料がございません。国においても、実態把握が困難であるというふうに思います。また、参考になるかどうかわかりませんが、当町の精神障害者保健福祉手帳交付者は105名という状況でございます。

第8に、自殺者の推移につきましては、平成17年、5人、平成18年、3人、平成19年が14人、20年が8人、21年が9人と、5年間で39人という状況でございます。

これらの状況は、本町におきましても、核家族化が進行するとともに、高齢者のひとり暮らしが年々増加するという、議員ご指摘の孤立化が進行しているというふうを考えます。

さらに、長引く地域経済の低迷や、生活保護世帯の増加や、自殺者の数にあらわれ、大変厳しい町の状況を映し出しているというふうに思っております。

こうした状況を受けて、町では、以前から実施しています、弁護士による無料法律相談、心配ごと相談に加え、多重債務緊急相談を平成20年度から実施しております。

さらに、民生児童委員さんによる高齢者世帯の安否確認活動の実施、最近では、ひとり暮らし高齢者等の災害時避難行動要支援者登録を、職員が手分けをして調査をし、整備する等、安心を支え合うまちづくりを進めております。

これらの取り組みは、孤立化が進行する暮らしあるいは環境に歯どめをかけるとともに、改善を図っていく施策であるというふうに考えております。社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体の活発な事業展開もあることから、町の現状は深刻な社会的な包摂が必要な状況にまで至っていないというふうには認識しております。もちろん、今の施策だけで十分だとは考えておりませんが、ボランティアや町民の皆さんと力を合わせて、支え合うまちづくり、あるいは地域づくりを今後も追求していく必要があるというふうに考えております。

そのために、議員におかれましても、今後、積極的なご提案とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、ご質問の2番目、9月定例会での一般質問、地域活性化を問うの振り返りについてお答えいたします。

議員ご質問の、地域活性化策に関しましては、9月定例会の一般質問で、さまざまな活性化策を、地域や各種団体と一緒に取組んできており、今後も、さらに創意工夫しながら、地域活性化につなげていきたい。与謝野町出身者へは、情報化の時代でもあることから、ホームページ等を活用し、町外に対しましてもさまざまな地域情報を発信していきたい。また、希望者への「広報よさの」の配布も継続して実施しておりますというようにご答弁をさせていただきました。

その後における取り組みについてでございますが、実際に、京都丹後人会総会が10月末に開催されることについての広報への掲載依頼がございましたので、広報よさの10月号に、首都圏在住の親戚や知人の方にお知らせくださいと掲載させていただいております。また、実際に、その丹後人会総会に、私は公務で出席できませんでしたが、副町長が出席させていただき、与謝野町の近況をご報告申し上げるとともに、さまざまな分野でご活躍いただいております方々から、貴重なご意見等をいただいたことや、広報よさのを見た家族からの連絡により、新しく会員になった若者も参加していただいたこと等も報告を受けております。

ホームページ等の充実につきましても、有線テレビの拡張事業に合わせリニューアルいたしておりますし、さらに有効な活用が図れるよう、部内で情報化推進委員会を立ち上げ、協議いたしているところでございます。

情報収集やホームページはもちろんのこと、与謝野自慢など、あらゆる場面での情報発信に努め、町内外を問わず、多くの方に行政参画いただきたいというふうに考えているところでございます。

以上で、山添議員のご質問の答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） ご答弁いただきありがとうございます。

質問事項の三つにわたり、数値化ができていないというような状況をご報告いただきました。

確かに、このような問題に対し、数値化できないといったものもあるかと思えますけれども、例えば、家庭内暴力の有無であったり、さまざまな社会的孤立に結びつくような問題についての把握というのは必ず必要になってくることだとは思いますが。そのような数値化できないかもしれない事項についての、町の今後の取り組み、または、これまでの取り組みについて、確認をさせていただきたいと思えます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、一つの例として、DVのことをおっしゃいました。このことにつきましても、なかなか啓発やそうしたことを行いまして、家庭内で起こっていることが把握できる、発見するといいますか、そうしたことが非常に難しいわけでございますけれども、そうしたケースがありました場合は、町も保健課や、あるいはいろいろな関係機関を通じまして、それに対応すべく措置はとっております。

しかし、そこへ至るまでのところがなかなか見つけ出しにくいというのが現状でございます。ご本人からのそうした訴えがあれば、そうした対応ができるわけですが、なかなかそうしたことが出てこない場合のそれについては、やっぱり近所の方とか、友人の方とか、そうした中で、そういうコミュニケーションがとれていれば、そうしたことも早く発見できるわけですが、なかなかそういう方が孤立化していく、それを防ぐという手だてというものは非常に難しいかというふうに思っております。

それに対応する手だてというものは、先ほど申しあげましたように、いろいろな形での協議会をつくりまして、一つ一つのケースについて対応をさせていただいております。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） ありがとうございます。

それでは、統計が出ているものについての議論を始めたいと思えます。

まず、人口と世帯数の推移でございますが、合併時から22年3月末まで、人口は1,200人弱の減りと、そして、世帯数は181世帯の増加というふうになっているとお聞きいたしました。そして、ひとり暮らし高齢者数は、19年度から22年度にかけて、比率といたしまして8.2%の上昇。そして、婚姻・離婚数でございますけれども、平均いたしまして87.4件の結婚、そして、37.8件の離婚というふうになっております。

これらを総合して見てみますと、先ほど、町長は、孤立化という現状は当町においては無いといった認識をされたところでございますけれども、現状としては無いかもしれない。ですけれども、今後こういった数値は上昇してくるかもしれないと私は考えております。確かに、現状としては見えないものなのかもしれないですけれども、今後そうなるかもしれないと、そういった状況であると私は認識しております。

今後の対応について、もう少し、庁舎の中でも議論が必要かと思うわけでございますけれども、その議論をしていくに当たり、どのような議論が有益であるのかといったところで、町長のご見

解をお伺いしておきたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど、孤立化が進んではいないという認識ではなくて、議員と同じように、私自身もそうした孤立化が、いろいろなこの数値を見た中で、孤立化といいますか、そうしたものが続いてきていると、今後も続くであろうというふうには認識しております。そうした中で、町全体でということですが、事案によりまして、やはりそれぞれの専門分野がございますし、町の行政だけでとても対応できる問題ではございません。

そうした意味で、あらゆる分野において、町民の方一人ひとりがやはりそうした認識を持っていただける問題であるという、そうした認識を持っていただけるようなそうした機会づくりがまず大事ではないかなというふうに思いますし、それに対しまして、NPOあるいは社会福祉法人、あるいは民生委員さんたちがそれぞれの立場で対応をしていただいております。それらを推進していくには、町としても一緒になっていろいろな問題点を提案したり、あるいはそうしたものをなくすための認識をしていただけるための啓発活動をしていくなり、その分野が福祉であったり、保健であったり、そのほかの部分でもございますけれども、そうした形で進めていくのが大事ではないかなというふうに思っております。

先ほど出てました、結婚率あるいは離婚率ということを考えますと、結婚されても離婚される方が多いですけれども、結婚に至らない方がやはりご近所といいますか、この与謝野町には比率としては多いのではないかなというふうに思っております。非常に個々の考え方が自立をしていくとともに、本来、お互いに理解し合って、助け合っていくというそうした思い、あるいは考え方が薄れてきているというのが非常に大きな原因ではないかなというふうに思います。

どっちがいい、悪いではありませんけれども、やはりそうした中で、お互いに支え合うそうした仕組みづくりを自分の問題として一人ひとりが考えていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） 確かに、結婚にも至らない若者たちというのはふえていまして、私も結婚していない身でございます。

これは町長にお願いを個人的にしたいと思っておりますけれども、ぜひカップリングパーティー等の出会いの機会を町民のすべての人たちに提供してほしいなと思っております。

そして、先ほど、民生委員さん、それと、NPO法人の方々との連携が大切だといったお話でしたけれども、現在の連携体制についてはどのような状況でありますでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 特にはございませんけれども、例えば、民協の会議が開催されますときに、やはり我々の方からも出席させていただいていることがございます。そうした中で、いろいろと協議の中で問題が提案されたり、そのことによって、活動の内容に、今まで個々で取り組んでおられましたものを、ある程度、民協としての動き、地域での動き、活動をされるような、そうした動きも出てきておりますし、本来の仕事プラスそうした活動も、そうしたボランティア的な方たちにお世話になっているというのが現実でございます。

特にそのためのシステムというものはございませんが、それぞれの役割の中で問題意識を持つ

てやっております。例えば、婦人会あたりでも、そういうDVなどにつきましても学習をするところから始めておりますし、町もそうした学習の機会を、講演会を持ったり、あるいは考える機会をつくったりということで、一人ひとりのそうした啓発に努めているというのが今の現状です。

それから、結婚相手のお話ですけれども、いつも言いますが、なかなか行政がやるというのは難しいところがありますので、いろいろな組織にお入りになっているでしょうし、そういった組織、若い方の組織が中心になってそういう出会いの場をつくっていただくように、私もこの場をお借りして、そうした組織の方をお願いしたいなというふうに思いますが、本当に、先ほど述べられました、1970年代にヨーロッパで起こっていたことが、今現在、こういった日本でも起こっているんだなということをしみじみ感じるところです。

ちょうど1970年代に、私も、ヨーロッパ、主人と二人でリュック担いで4カ月間回りましたけれども、ちょうどヒッピー族があったり、あるいはドラッグまではいかなかったと思いますけれども、そうした薬物があったり、あるいは老人の方が非常に自殺者が多かったりという、今、日本が抱えているようなことが、もう既に数十年前に起こっていたというのを、今、議員のお話を聞きながら思い出してたんですけれども、一人ひとりが自立していく中で、今度は一人ひとりが他の人との距離が離れていくといった、そんな状況が今起こっているのではないかなと、それは家族の中でも起こっているのではないかなという、そういった気がいたします。

お答えになったかわかりませんが。

議 長（井田義之） 山添議員の一般質問の途中ですが、ここで、10時55分まで休憩をいたします。
（休憩 午前10時38分）
（再開 午前10時55分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、山添藤真議員の一般質問を続行します。
山添議員。

10番（山添藤真） ご答弁ありがとうございました。

そのご答弁の中では、NPO団体、そして、民生委員さんとの協議会と申しますか、お話し合いの場が制度的には設置をされていないと、そういったお話でございましたけれども、るる今まで申し上げてきました、こういった孤立化の問題の原因の一つには、やはり人と人と、そして、人と社会とのつながりの断絶がその根底にはあるのではないかと思うわけでございます。

したがって、町の方からも、各種NPO団体、そして、民生委員さん、さらには、お一人お一人の町民の皆様とのつながりの場を提供すると、そういった積み重ねの一つ一つが、孤立化、さらには無縁化を根絶していくものになるのかなと思っておりますので、ぜひ、制度的な設計も含め、今後の対応をお願いしたいと思っております。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） なかなか協議会というような形での設定というのは難しいかと思っております。と申しますのは、やはり民生委員さんは民生委員さん本来の個々の方に対するそうした対応をしなければなりませんし、社会福祉協議会は社会福祉協議会として、町民全体のそうした福祉に対する施策と申しますか、活動をしておられますし、NPO、それもそれぞれが子どもに対してだとか、あるいはいろいろな対応を、活動をしておられますので、特に、町全体の福祉に関するそ

うした協議会というようなときには、町が音頭をとりまして、ここでやっておられるのを一つのテーブルの上で話し合っ、将来的にどうしていこうという、全体のもう少し大きいくくりでの協議会がございますので、そうした中で、今回も発達障害の子どもたちに対するそうした提案だとか出てきておりますので、そうしたものを活用する中で、個々のDVあたり、あるいは孤立化についてのそうした課題を全体で考えていくというような、そういう場づくりに乗せていくというような形であれば取り組みやすいかなと思いますので、形はどうかであれ、いろいろな機会に対して、機会のあるごとに、やはりお互いのきずなを深めていくということがまず大事な取り組みでありますので、そうしたことを啓発していく、また強制になるとおかしいことになりますから、啓発していくようなそういう場づくりをあらゆる施策の中に取り入れてやっていきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） ありがとうございます。

であるならば、そういった包括的な協議の場というものを大切にしていきながら、その連携をとっていただきたいと思います。

そして、もう一つ、ここからは提案になるのでございますけれども、職員が区に張りつくといった制度を設計されていらっしゃる自治体もございます。積極的に職員の方から地域に入っていくと、そういったような姿勢も、もしかしたら求められていくのではないかなと思うのですけれども、この見解に対し、町長のご意見はいかがでしょう。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そうした考え方につきましては、合併前、合併当初からもいろいろとこの議場でも論議がされたことがございます。

しかし、だんだんと職員が少なくなる中で、今の段階で一人ずつ張りつけてということはなかなか難しい状況でございます。それぞれの区にということになりますと、一人ずつ張りつけても24人でございますので、今、自分たちの行っている業務が非常にタイトな厳しい状況の中で、なかなかそこまでいっていないというのが現状でございます。

しかしながら、年に一回であっても、町の方から出向いて、それぞれの区の課題ですけれども、そうした中には個人的ないろいろな要望も出てくるでしょうし、今後についてはそういうことも必要になる時が来るかもわかりませんが、今の段階では考えておりません。地域協議会等々のお話もございますけれども、今の段階では、ちょっと取り組むそうした余裕がございません。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） ありがとうございます。

それでは、二つ目の質問事項に入っていきたいと思います。

若干ちょっと遠回りをする議論になるのかもしれないですけども、幾つかの事例をご報告させていただきながら議論をさせていただきたいと思います。

今年度、加悦谷高校を卒業される卒業生の方の進路の状況についてでございますけれども、約160名の卒業生に対し、24名の方々が就職と。そのうち12名の方々がこの地元に定着をされて、12名の方が外に出られると。そのほかの生徒、約130名の生徒の皆さんは大学、さらには専門学校、短大への進学が決定しているというご報告を受けました。そして、彼らというの

は、一体どのような心的状況の中でそういった選択をとっていくのでしょうか。そのあたりの議論はいろいろ、また統計もとりにづらいこともあるでしょうが、ある一つの例をご紹介します。いただきたいと思います。

これは、京丹後市が、中学3年生を対象に行いました、市長のふるさと講座と言われるような講座の中での調査結果でございますが、ご紹介をさせていただきます。

地元に残りたい、一回出たいが帰ってきたい、帰りたくない、まだ決めていないという質問に対し、半分以上の中学3年生が、一回出たいが帰ってきたいと、そういったような答えをしております。もちろん、これは中学3年生であって、高校3年生のアンケート結果ではございませんが、多くの子どもたちが、一回出たい、そして、その一回出た経験を糧にし、この地元に戻ってきたいと、そういった読みもできるのではないかと思うような調査結果が出ております。

ですけれども、一回出てしまった子どもたちに対しての各自治体のサポートというものはできないのが現状でございますし、それは、現在の地方自治法の規定にもしかすると入ってこないような項目になると思います。ですけれども、9月の議会においても発言されていたように、この丹後地方においては、大阪丹後人会、東京丹後人会といった、いわゆるそういった、出ている子どもたちのハブとしての機能を果たせるような組織がございます。そういった組織、丹後人会との連携というものは、もちろん、与謝野町単独での連携はできないかもしれませんが、関連市町との連携のもと、丹後人会と連携をしていくことによって、一たん出ている間の子どもたちに対する関係を構築し続けることがもしかしたらできるのではないかなと個人的には思っている次第でございますけれども、この見解に対し、町長はどのようにお考えになりますでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、ご提案いただいております、そうした丹後人会との連携、その中で、一たん外へ出てまた戻ってきたい、そういう人たちを受け入れる、そうした受け皿といいますか、そうしたものが構築できないかということでございますけれども、なかなか仕事とかそういった面での受け入れというのは非常に難しいかとは思いますが、心の上でのそうしたハブ的な役割を、心のふるさとと言ったらあれですけれども、そうしたものを構築していくことが、実際に、後々になって非常に大きな力になって返ってくるということは多々あるというふうに思っています。

といいますのは、せんだっても、今度、リフレかやの里が再開しますけれども、その中で、都会とこの与謝野町をつなぐ役割をさせていただいている方が、実は、大分昔ですけれども、大阪の丹後人会へ行かせていただいて、そのときにお話をさせていただいた方だということで、数年たっていますので、私もピンとこなかったんですけれども、そういう方たちが、やはり宮津のご出身ですけれども、やはりこの丹後を何とかしたいという、そういう思いで、今回、そうした丹後バリバリ応援隊でしたか、そうした名のもとに、一生懸命その中でいろいろな連携をさせていただく、そういうパイプ役になっていただいております。

そうした意味で、一たん外へ出ていった方でも、やはり常々、町との連携を、あるいは町に対していろいろな目を向けていただいているということは、この町の活性化には大変大きな力になるというふうに思いますので、そうしたつながりというものは大変大事にしたいなと思います。

今回、私は行けませんでしたけれども、昨年、東京の丹後人会、大阪の方は、なかなかこのごろはしておられないようなことをおっしゃってございましたけれども、東京の丹後人会のお誘いに

副町長が出ましたので、また、直接そういう内容について報告ができれば、副町長の方からご報告させていただきますが。

何はともあれ、どんな団体であっても、個人であっても、そういうふうにするさに対して非常に心を傾けていただける方とのつながりというのは非常に大事にしていく必要があるというふうには思っております。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今、町長が申し上げましたように、今年の東京丹後人会の総会に私伺いましたので、少し、東京丹後人会の様子といいますか、会員の皆さんの思いなどを申し上げたいと思います。

東京の丹後人会と申しますのは、現在で言いますと、舞鶴以北、だから3市2町ですね、3市2町のご出身の方で構成をされている組織であります。

伺いますと、それぞれの自治体からだれか代表が伺いますので、それぞれの代表の者に地元の話をしていろいろと気になって聞かれたりして、丹後人会の会員さんは地元の出身の市や町のことを非常に気にしておられます。

町長の答弁にもありましたように、昨年伺った折には、現在は個人情報の問題がありまして、地元の方が東京あるいは東京近郊のどこに住んでおられるのかという情報はなかなかこちらで把握することができませんし、そのことは、丹後人会の事務局でも同じ事情であります。だんだん丹後人会の組織が高齢化をしておりますので、若い人に入っていたきたいが、どこの人が東京の近郊に住んではいるのかがわからないということで嘆いておられました。

そんな中で、昨年は、丹後人会の申し入れもありましたので、町報に、いついつ、東京のどこで丹後人会の総会がありますという掲載をいたしましたところ、新たに若い方が、20代の方で、たしか3名だったと思いますが、与謝野町内の青年が入会をしていただきました。そのうち1名の方につきましては、二日後に役場のパソコンの方にお礼のメールと、それから、東京で頑張っているけれども、地元のことは、小学校時分、長い通学路を雪の日も頑張っている歩いて通学したその根性でもって東京で頑張りたいと。それから、地元でできることがあったら、また地元のために何かをしたいという、そういう決意をメールでいただきました。

それから、中には、東京丹後人会の会員さんの中で、毎年、いわゆるふるさと納税を、多額のふるさと納税をお世話になっておられる方もおられます。殊ほどさように、丹後の出身の方、与謝野町内の出身の方は、それぞれ出身の町、市のことを気にしておられますので、ホームページも今回リニューアルをいたしましたけれども、ホームページでもっていろいろな発信をしていきたいと思っておりますし、それから、希望の方につきましては、町の広報紙を現在も送ってましますけれども、今後も送り続けていきたいと。そういうホームページをごらんになって、丹後人会の総会のことや、あるいはふるさと納税のことを理解していただいて、町へいろいろな貢献をしていただいております。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） ありがとうございます。

私も、先日、東京の丹後人会の事務局長を務められる方と面会をいたしましたところ、副町長が今ご報告いただいたようなことを申していらっしゃいました。

そして、やはりその丹後人会という組織はボランティアの上で成り立っている組織でございます

す。ですので、例えば、どんな人たちが東京近郊に住んでいるのかであったり、会員の皆様の情報の管理、それ自体も難しいといったのが現状だとおっしゃっていました。

確かに、皆様東京丹後人会、大阪丹後人会の方々は職を手にしながらその組織の運営をなさっていらっしゃる。それには、やはり限界というものがあり、そこで何かしらの行政からのバックアップがもしあるのであれば、もう少し、何と言いますか、いい形での運営というものが可能になってくるのではないかと、私は思っています。

そこで、先ほど申し上げましたとおり、近隣市町との連携をとりながら、丹後人会等の組織を強化をしていくと、そういった観点ももしかしたら今後の地方活性化を考えた場合、大切になってくるのではないかと私は思っていますけれども、その連携について町長のご見解をお伺いしたいと思います。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 先ほども少し出てましたけれども、大阪の丹後人会も高齢化とそうした事務局体制が整わないと。私が町長やらせていただいたころには、非常に活発に活動をされておまして、行くたびに今のまちの現況、あの当時は担当課長も一緒に行かせていただいていたと思いますけれども、そうしたものを報告させていただいたり、また、東京の場合も旧野田川時代でしたけれども、事業名としては忘れましたが、こちらから大挙して議員さんも含めて、東京へ出かけまして、東京での村役場ではないですけれども、東京村役場だったと思いますが、東京の方たち、近郊にお住まいの方たちと行政、議員さんも含めてこういう交流会といいますか、いろんな提案をいただいたり、また、それに対してお返ししたりというようなそういうことをしておりました。

しかし、それもなかなか難しい、財政的にも難しい、そういう状況が重なった中で、非常に難しい状況になってきております。

しかし、お金を使わずにといったらおかしいですけども、何とかそうした今のインターネット等のメディアを使う中で、呼びかけをして組織化をしていくということも一つの方法ではないかと思っております。今の段階で一定の各市町と力を合わせてということも必要かと思っておりますけれども、それぞれの市町の考え方もございますので、今の段階でそれをご提案してということにはならないと思います。まずは、自分とこの自分の町で、どういった対応ができるのか、もう少し知恵を出せたらなというふうに考えております。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） 先ほど、副町長のお話にもありましたとおり、新たに若い方が3名その丹後会に足を運ぶと、そういったこともある。そして、先ほどこのアンケートでもご紹介いたしましたとおり一たん外には出るけれども、帰ってくると。そういった子どもたちは、私が思うにふえてくると思いますので、そういった彼らの思いをくむというようなことも含めて、行政側が何かしらの対処をしていくことが大切なのではないかなと、個人的には思っています。

そして、町の中でできることと申されましたけれども、具体的に何ができるのでしょうか。私が思うに、例えば、近隣高校の進路指導部への働きをかけるとか、そういったことが具体的にできることなのかなと個人的には思ったりとかもするんですけども、町長のご見解はいかがでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 地元の高校といいますと、加悦谷高等学校が主になるかと思えますけれども、既にPTAや、あるいは、学校を通じて就職のときのいろんな情報を提供したり、また、高校のほうから地元での就職、また、何についての情報のそうした収集についてPTAの方たちを通じ、そういう場面をつくるというようなことをなさっております。

いろいろな手法がある、いろんな形があつて、これが正解というものはないと思えますけれども、そういういろんな角度から将来子どもたちが帰ってきてくれるそうしたまちに向けて手だてを打っていくということは非常に大事なことだと思います。

しかし、恐らくこんな悲観的な意味ではなしに、都会へ出て、頑張つて、そこで家庭を持ち、そして一定の仕事をやり遂げるというところまでは、なかなか戻つてこれないというのが現実ではないかなと。ある町長が我々の田舎といいますか、ところは子どもたちを一生懸命いい子に育て、いい子に育ててきてといたら、みんな外へ出て行ってしまふと。それで、帰ってくるときは、もう仕事がなくなって、老人になって帰ってくるということで、非常に嘆いておられました。都会を發展させるために、我々は頑張つてる、そんな感じがするということをおっしゃってましたけれども、非常にそういうきらいがあるかと思えます。

しかし、そういうことであっても、ついの住みかとしてのこの与謝野町を選んでいただけると、そういう受け皿も非常に大事なことだろうと思えますし、やっぱり時がたつてもこのふるさとへ帰ってきて、ここで生活したいと思える、そういうまちづくりが、これは老人の方も、若い人もあらゆる方に対しての思いでございますけれども、そうしたまちづくりを進めるということが大事ではないかなと思えます。

それには、これが正解という方法はないかと思えますけれども、あらゆるメディアや、あらゆる手段を通じて一人でもこの与謝野町に住んでいただける、そうした人材を育てていくということは大事だろうというふうに思っております。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） ありがとうございます。

正解となるような解決策はないとのことでございますけれども、できることはやはり具体的にやっていくと、案を出していくと、そういった姿勢が大切になってくると思えます。先ほど、町長が申されましたとおり、都会で暮らすと、そして結婚をされて、定年まで勤められると。そういった彼らの心のふるさととしても、もしかしたら僕たちは何かこの場所でできるのかもしれないので、知恵を出し合つてまちづくりをさせていただきたいと思えます。

以上で私の一般質問は終わらせていただきます。

議 長（井田義之） 山添議員、ちょっと待つて。

太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおり、そういう気持ちといいますか、心が大事だと思いますし、そうしたことが具体的に施策にあらわすことができればいいというふうに思えます。

具体的には言っていないくつても、そういったことに遠からずつながっていく事業というものの、あるいは、手だてというものは町も町として学校と協力をしたり、教育委員会がそうした役目を担ってくれたりということで、やはりオール与謝野で頑張つていかなければならない部分があるかと思えますので、具体的に一つでも解決策といいますか、そういう具体例があれば取り組ん

でいきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 山添議員。

- 10番（山添藤真） オール与謝野で、つながりを、横と横と持てる、そういったようなまちづくりを、先ほど第1回目の質問にもございましたとおり、やはりつながりというのは町にとって大切な要素でございます。私も、微力ながらその提案等もさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

議長（井田義之） これで、山添藤真議員の一般質問を終わります。

次に、1番、野村生八議員の一般質問を許します。

1番、野村議員。

- 1番（野村生八） 日本共産党議員団の野村生八でございます。

私は、今回京都府丹後地域医療再生計画について町長に質問をいたします。

1年半前に与謝の海病院の脳神経外科が閉鎖をされて、そして、この地域で脳の手術ができない、こういう状態になりました。また、ドクターヘリの運航が計画がされて、基地病院の豊岡病院但馬救命救急センターの存在を知りました。そして、政府が地域救命救急センターの設置を進めている、こういうことを知りました。市内では助かる命が、丹後では助からない、こういう実態にあることをこれらのことを通じて知りました。それ以後、日本共産党は救命救急センターの設置のために住民の皆さんとともに運動を進めてきました。

私も昨年の知事選挙、町会議員選挙の中で、多くの皆さんにこのことを訴えて、また、今年の3月議会でも初めて救命救急センターの設置について一般質問を行いました。

当時はまだ私自身も十分な認識がありませんでしたし、すぐに実現できる、そういう展望もありませんでした。すこやか長寿の京都ビジョン、京都府保健医療計画でも北部の医療としてはドクターヘリの運航が課題であるというふうに書いてあるだけで、救命救急体制に課題があるとは書いてありませんでした。しかし、住んでいる地域によって、命に格差がある。こういうことは絶対許すことができない、こういう思いで救命救急センター実現のために取り組んでまいりました。

この間、日本共産党は、2回の医療懇談会を実施をし、但馬救命救急センターに2回の視察を行いました。また、宮津与謝消防本部へも視察を行いました。とりわけ、太田町長をはじめ、すべての市町の皆さんからも府へ要望するというふうにご答弁を議会でいただいた、そういう取り組みをしていただいたというふうに思っています。そのおかげで1年半が経過して、北部に救命救急センターを設置をする展望が大きく開かれてきているというふうに思っています。

そういう中で、最近京都府において、丹後医療再生計画がつくられているということを知りました。総事業費が31億1,000万円、医師、看護師の確保、救命救急をはじめ、4疾病・5事業対策への取り組みが具体化されています。今回は、この計画に基づき、3点について質問をいたします。

まず、一つ目の質問は、この丹後医療再生計画の内容と、その進捗状況についてお聞きします。

二つ目に、救命救急センター設置の取り組みについてお聞きをいたします。先日但馬救命救急センターを視察をし、今回は小林センター長から直接お話をお聞きすることができました。その内容を簡単に紹介します。

小林センター長は、全国一あるいは世界の水準から見ても、引けを取らないこういう救命救急体制の地域にしたい、こういう思いで取り組んでおられるということを詳しく述べておられました。

したがって、単にヘリが導入されたから早く医者が来て、早く治療が受けられる、こういうことではなくて、全国一の救命救急の治療が受けられるようになった。このことによって、今まで助からなかった命が助かるようになったということが、よくわかりました。感動して帰ってまいりました。そして、救命救急は時間との勝負だということを、詳しくお聞きしました。ヘリだから早く着くというだけではなくて、全国一早い治療開始時間を目指して努力をされています。

通常、全国的にヘリが出るまでの時間は12分から14分。しかし、但馬救命救急のヘリは8分で出動する。こういうことが実現しています。これは単に但馬の救命救急だけの取り組みでできたことではなくて、この地域の消防の協力、努力、理解があつてできたことだというふうに言われていました。

とりわけ、同時通報、消防本部に救急の電話があつた時点で消防車とともにヘリも出動する。こういう取り組みが非常に大きな効果を上げてるといってお話を聞きました。

また、運行回数は今全国一の状況で2月21日の時点で762件の出動が最初からあつたようです。この公立豊岡病院の但馬救急センターを基地にするドクターヘリは、日本海側で初めてのヘリの運航である。いわゆる、冬場が大変厳しい中でのヘリ運航が日本海側では難しい。また、救命救急センターが日本海側には非常に体制が弱い。こういう中で、今までドクターヘリは日本海側では運航していなかった。初めての取り組みで、全国的にも注目をされてるといふ内容も詳しくお聞きをしました。

そういう中で、全国一の飛行回数を実現してるといふことがいかにすごいことかと。小林センター長の熱意のもとに、できるだけ早く、そしてできるだけ治療を早く開始する、この努力の結果だということが非常によくわかりました。

しかし、冬場はやはりドクターヘリの飛行は大変少なくなってる。もうこういうことも言われていまして、その場合には、ドクターカーで医者が現場に直送している。しかし、ドクターカーは、但馬しか走りません。やはり、特に冬場、夜間の救命にこの地域のことを考えれば、問題が残ってるということが明らかだといふふうに思います。

また、治療の内容を見ても、全国的には救命救急は事故が多いんですけども、但馬の救命救急は病気のほうはるかに多いという、そういう特徴があるということもお聞きをいたしました。

そういう救命救急ですから、いろんな経験ができるということで救命専門医もそういう特徴の中で多く集まってくるということも言われていまして、また新たに3人ふえるということも言われていました。

しかし、やはり救命救急は三次医療だけではなくて、軽い一次や二次のそういう人たちが来られても、すべて受け入れて治療をされてるといふことで、このままどんどんふえると、幾ら医師がふえてもパンクするといふことで、ぜひ与謝の海病院に救命救急つくってほしい。それよりもまず、脳外科で手術ができるようにすることが先ではないでしょうかといふお話もお聞きをしました。

小林センター長の話聞いて、改めて丹後の皆さんの命を守るために与謝の海病院の充実と救

命救急センターを早急に設置する、このことが大事だというふうに思いました。

また、丹後医療再生計画の中でも京都府の救命救急センターは市内に集中しており、北部には高度救急医療の体制が整っていないとの現状が明記をされています。それまでの保健医療計画とは大きく転換がされています。

課題として救急医療体制をはじめ、人的、施設的な体制の充実を、ほかの医療圏にも増して行っていくことが明記をされています。このような新しい再生計画を見るにつけ、改めて設置に向けた取り組みを求めたいと思います。

三つ目に、救急搬送の充実について質問します。

この再生計画の中でも、他圏域への搬送と広域連携体制の整備が必要である、こういう状況にあるということが書かれています。今まで救急搬送について命にかかわる場合は、圏域を越えて治療のできる病院に直接搬送するよう求めてきました。その後、どうなってるのかお聞きをします。

次に、宮津与謝消防本部を視察をしました。その中身でこの充実について質問をいたします。救急搬送と転送の実態、ドクターヘリの利用の仕方、この点についてです。

昨年の宮津与謝の救急搬送は2,079件。うち脳の疾患などの救急搬送が1,305人とお聞きしました。その中で、64人が与謝の海病院で治療ができずにほとんど舞鶴などに再転送をされています。消防隊員によるドクターヘリの要請基準には、二通りあります。救急隊が現場について要請する基準、もう一つは先ほど言いました119番通報の内容を聞き、その基準によって直ちに消防車を出動させると同時にドクターヘリを要請する基準、この二つの基準があります。

この通報による基準を見ますと、例えば、呼吸不全であれば呼吸困難、息が苦しい、息ができない場合は、通報時点で直ちにドクターヘリの要請をすることになります。宮津与謝消防では、京丹後市に比べて少ないヘリの要請になっていますけれども、現状で先ほど言いました再転送が必要なのならいいと思うんですけども、64件の転送があるということをお聞きしますと、それも脳の疾患が40件というふうにお聞きをしています。やはり、小林センター長が言われていましたドクターヘリは、究極の往診であると胸を張っておられました。こういう転送がない救急搬送にする必要があるのではないかというふうに思います。

この64件の転送をなくすために、ドクターヘリに要請をするということになりますと、さらに100件以上のヘリの出動がふえるだろうというふうに予想されます。それが大丈夫ですかという、センター長にお聞きしますと、1,000件は出動できるというふうに試算していますので、まだまだ十分大丈夫です、余裕があるというふうに言われていました。

このように、命を守る救急搬送の充実についてお考えをお聞きをして1回目の質問を終わります。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 野村議員ご質問の京都府丹後地域医療再生計画についてお答えいたします。

1点目の丹後地域医療再生計画の進捗状況についてでございますが、この計画は救急医療体制や医師確保など、地域医療の充実を図るため、国の地域医療再生臨時特例交付金により平成22年1月から平成25年末までのおおむね5年の期間を対象として、京都府において策定され

たものでございまして、府内では舞鶴市の病院再編計画を柱とします中丹医療圏と2医療圏を選定いただいたものでございます。

対象地域は、二次医療圏である丹後医療圏で、京丹後市、宮津市、伊根町と与謝野町の地域となりますが、医師確保など京都府全域に関する課題も多くあることから、京都府全域に関する目標と、丹後圏域に関する目標に区分して目標が掲げられ、具体的な施策が講じられております。

丹後医療圏計画の全体規模といたしましては、国からの交付金の25億円に加え、事業者負担分等により、約31億円の規模となる大プロジェクトでございます。このプロジェクトを一言であらわしますと、医師等の医療従事者確保と救急等の4疾病・5事業対策の底上げということですが、特に医師等の確保については府立医科大学に加えて、京都大学とも連携、協力体制の強化を図る中で、より安定的かつ継続的な医師確保を務めていただくこととされております。

それで、本計画の進捗状況についてご説明をさせていただきます。

平成22年1月に策定されましたので、実質的には本年度が初年度となりますが、丹後地域保健医療協議会を開催し、地域医療機関や自治体等の関係機関が連携を密にする中で、本計画の円滑な推進を図ることとなりました。この協議会では、地域全体の課題に取り組んでいくこととしております。

本年度の大きな実績としましては、ドクターヘリによる共同運航事業や新型インフルエンザ対策等の地域課題への対応、さらに、府全体では医学生の現地研修や医師バンクにかかる広報の実施などとなっております。

ドクターヘリの運航実績を申し上げますと、平成22年4月17日から平成23年2月16日までの間で、全体の出動件数が749件で、京都府が159件、これは約21%になります。それから、兵庫県が558件、約75%、鳥取県が32件、約4%で、一日当たり2.4件となっております。そのうち、宮津与謝管内が11件、約2%という状況となっております。

この計画は、事業が多岐に渡っていますのと、実質4年間という長期間であり、京都府の事業となっておりますので、実績についての説明が十分にできませんが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また一方、計画の中で、丹後地域の医療機関に対する直接支援といたしまして、レセプト電子請求など、設備の高度化に対しての補助を行っていただけのこととなりました。本年度で事業要望を集約され、平成23年度以降の支援となる予定でございます。当町の国保診療所のレントゲンが老朽化によって交換部品もない状況であることや、デジタル化への対応も踏まえまして、この支援を受けたいというふうに考えているところでございます。

次に、2点目の救命救急センター実現の取り組みについてでございますが、議員もご承知のとおり、救命救急センターは一般の救急医療施設では診察することが不可能な重篤な救急患者を受け入れる24時間体制の施設として整備されており、都道府県の指定により、おおむね100万人に1カ所の割合で設置されているものでございます。こうした指定条件もあって、府内では南部地区に三つの救命救急センターが集中しております。

このほど、国の平成22年度補正予算によりまして、三次医療圏にかかる地域医療再生計画について、地域医療再生基金が拡充されることとなりました。これにより、都道府県単位で医療提供体制の充実と強化を図るための施策を講じることとして、例えば、救命救急センター等の整備

も対象とされました。

しかしながら、同じ国の交付金を活用することなどから、丹後地域医療再生計画に掲げる事業や、重複する目的のものにつきましては対象とならないこととされております。したがって、当面は丹後地域医療再生計画で示されている施策の着実な推進に向けて、府や近隣市町とも連携を密にしながら協力していきたいというふうに考えております。

次に、3点目の救急搬送体制の充実についてでございますが、昨年4月から運航開始されましたドクターヘリによって医療関係の乏しい丹後地域にとっては、飛躍的に救急搬送体制の充実が図られたところでありますが、夜間飛行ができないなどの課題も多く、さらなる環境整備を要望してきたところでございます。

こうした中で、先の丹後地域医療再生計画の救急医療特別対策としましては、断れない救急プロジェクトをスローガンに、「丹後救急総力作戦の実施」と「広域ドクターヘリ運航支援」と二つの施策が展開されることとなりました。

具体的には、救急告示病院である京都府立与謝の海病院を拠点に、救急専門医の配置や遠隔画像診断システムの整備による関係医療機関との総力を挙げた救急医療体制の確立、さらには、ヘリポートの夜間照明等の整備により夜間でも救命ヘリが利用できる体制が整うこととなるというものでございます。

時期や規模等の詳細につきましては、京都府においてそれら具体的に進められることとなります。

以上、野村議員ご質問の答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） それでは、2回目の質問いたします。

まず、一つ目の問題、いわゆる再生計画の実施状況をお聞きをいたしました。この中で、例えば12月議会に取り上げたと思いますが、与謝の海病院ではがんの治療をするときに放射線治療ができない、福知山の市民病院まで行かなければできないというこういう問題等々を指摘をしましたが、これは再生計画の中でも放射線の治療装置を整備するということが掲げられております。与謝の海病院に整備をするということが掲げられております。

また、先ほども答弁でありましたが、ようやく京都府の認識として救命救急体制が十分ではないという認識がされて、それをもとに救急専門医を与謝の海病院に1名配置するというのも書かれております。先ほど言いました医師確保のために今までは府立医大だけということでしたが京大を含めて対策協議会をつくるということも予定されていまして、23年度予算では1億6,000万円地域医療支援センターを設置するという、こういうことも予定をされているように聞いています。このことによって、再生計画の中でもこの地域の医師が本当に少ないということがデータで示されてるわけですが、大いに期待がされることですが、大事なのは先ほども言われましたが、これがどういう形で実施されるのかということだと思いますが、とりわけこの3点について放射線治療や救急専門医等々、今どういう状況かもしわかりましたらお聞きしたいというふうに思います。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 国の計画にのっとってということで、私自身よく余り承知しておりません。課長

のほうで、わかる範囲でのお答えとなると思いますが、その程度でご理解いただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えになるかどうかわかりませんが、答弁させていただきます。

この丹後地域医療再生計画につきましては、丹後地域での保健医療協議会という組織がございまして、年に2回程度会議が行われるんですが、その中で議題の一つとして京都府のほうから案の段階からこういう計画を進めているというふうな情報提供もいただく中でこちらのほうが承知しているというふうな段階でございます。

したがって、この中身の詳細部分についてのことにつきましては、この計画が22年1月につくられましたが、その中でのことでは今の時点での承知をしてないということでご理解いただきたいというふうに思っております。

その中でご質問いただいております放射線治療ができる、実施できる医療機関がない。それから、救急専門医等が配置されるというふうなことは計画の中の課題、あるいは、実施される施策の中で明記されておりますので、それぞれの課題、また、基づいて具体的な施策が展開されていくというふうなことで、25年度までの計画ということで、まだ始まったばかりだと思いますので、今後の進行管理も含めまして、計画の中身のより具体的な情報提供または見直し等も含めた事項がございましたら、その時点で情報提供いただくなり、されるものというふうに思っておりますので、ご理解がいただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 今言われました情報提供ですけども、私自身が知ったのは約2カ月ほど前なんです。これだけ大事な問題がほとんど知らされていないと。そういう意味ではやはりもっとこういう内容を早く知らせていただくと。これ、住民にもぜひ早く知らせていただく。22年から始まっているわけですから、いう必要があるだろうと思っております。

それと町長に今言いましたことについて、本当に大事なことなので、計画に盛り込まれている内容なので、できるだけ早く実施していただくよう要請していただきたいというふうに思っています。いかがでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 先ほど上がっていました点につきましては、この地域にとっては大変重要な課題でございますので、そうしたことが一日も早くなるような要請はしていきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 次に、二つ目の救命救急について質問します。

先ほど言いましたように、この再生計画の中でこの位置づけがしっかりとされてきたと。それに加えて、先日の府議会ですらに踏み込んだ答弁を理事者の方がされています。共産党の新井府会議員が北部に救命救急センターを早期に実施すべきだと。とりわけ与謝の海病院の脳の手術ができる体制をとることを求める質問をいたしましたし、それから、福知山の府会議員が福知山の市民病院に救命救急センターの設置を求めるという質問をされました。

この答弁の中で、理事者が新たな箇所整備が重要な課題だと考えているというふうにならわれて、

それについては、地域救命救急センターが効果的であり、救急医療の実績がある地域の基幹病院が有力な候補だと。具体的な支援策を積極的に検討するという事で、具体的に地域救命救急センターを検討する過程にあるという、本当に踏み込んだ、再生計画からさらに踏み込んだ答弁をされています。

同時に先ほど言いましたように、これは北部にということになりますと舞鶴であったり、福知山であったり、与謝の海というね、一遍に三つつくっていただいてもいいんですけども、そういうわけにはいかないわけで、そういう意味ではこの地域とすれば基幹病院である与謝の海病院にやはりこの地域救命救急センター早急に実現するという事での要請が非常に大事ではないかなと思っております、再度このことについてお考えをお聞きいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） もちろんこの丹後にとりましては、一番身近なところであります与謝の海病院にそうしたものが設置されればこれほど心強いことはございませんので、そうした要請を改めてさせていただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 野村議員の質問の途中ですが、昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後1時30分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、野村生八議員の一般質問を続行します。

野村議員。

1 番（野村生八） それでは、3番目の救急搬送の充実について質問します。

これは、ぜひ救急の見解をお聞きするのではなくて、町長の見解をお聞きしたいのでそのところ、よろしくお願いします。

この問題では、先ほども指摘したんですけども、命にかかわる場合にその命が救える医療機関に直接搬送すべきだという住民からの大きな批判や要望、これを受けて、この議会でも何度も取り上げてきました。結局、問題がどこにあるかという、医療圏と消防の救急搬送の圏域の違いにあるのではないかというように思うんですね。

先ほど言いましたように、今度の再生計画の中でも圏域外、あるいは、府外への搬送というのが取り込まれています。これは、消防法が昨年改正されて、それまで答弁されていた圏域の中での搬送という状況から、圏域外への搬送ということが消防法の改正でできるようになっているんですね。

例えば、消防法の改正に基づいて京都府の協議会がつくられ、そこでつくられた傷病者の搬送及び受け入れに関する実施基準、こういうのがつくられてるわけですが、その中でも傷病者の病状に対応できる医療機関への迅速、適切な搬送、こういうことが言われています。

それで、優先度の高い順に緊急性、専門性、特殊性の三つの観点からそういうことを検討、あるいは、策定する必要があるというふうなことが言われてるわけですね。

一方医療法もこれに合わせて改正がされまして、それぞれの医療機関がどういう病状についてはどういう処置ができるか、どれぐらいの時間がかかるか、そういうことの基準を公表するという、そういうことにもなっています。

こういうふうな形で救急搬送についても大きくその方向が変わってきてるんですね。大事なの

は、例えば医療圏で言えば、一次、二次、三次とありまして、いわゆるこういう先ほどの緊急性ですね、命にかかわる、あるいは重病等々については、三次圏になるんですね。二次圏というのはご存じのとおり丹後の医療圏です。三次圏というのはどこかというたら京都府になるわけね、京都府全体、都道府県になるわけです。だから、三次圏が受け持つべき病状は、都道府県の中で適切な、先ほど言いました治療ができる医療機関がどこかということ公表しておいて、その中から受け入れをできるところへ連れていく、運んでいただく、搬送していただく。こういうふうになってるわけです。

ところが、今まではどんな状況でも丹後医療圏、こういう地域では与謝の海病院が100%ありがたいことに受け入れていただけますので、内容を考えることなく与謝の海病院というのが今までだったんですが、これがいわゆる状況によっては、三次圏の中での選定という方向に切りかえる必要があると。

これは、この再生計画の中でも、例えば脳卒中ですね、死亡原因の第3位の脳卒中、これについては与謝の海病院は5月以降脳の手術は全くできない。そして、死亡原因の第2位である急性心筋梗塞、これについてはすぐの手術が冠動脈形成術やバイパス術ができる医療機関がないと再生計画で書かれています。だから、三次救急を二次医療圏の中で搬送すること自体が、以前は効果があっても、もう効果がない、大きな矛盾に行き当たってるというのが現状変わってきているわけですから、今の現状に合わせた救急搬送に変える必要があるし、で、国の法律の整備の方向でもそれができる方向に変わってきているというのが現状だと思うんですね。

ですから、こういうことをやっぱり土台にして、これはやっぱり見直す、充実させていくと。これがドクターヘリでは直ちに府外へ直接搬送されている。だから、それは圏域内でも三次圏の京都府内でも、やはりそれは同じことだと思いますので、ぜひこれはご検討いただいて、そういう協議をしていただく必要があるし、住民が本当に切実にこのことを求めておられますので、ぜひよろしくお願ひしたい思ってるわけですが、お考えをお聞きしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 3点目の救急搬送の取り組みの件でございますけれども、今おっしゃったように京都府では昨年の12月に傷病者の搬送及び受け入れに関する自主基準を策定されております。これは、救急搬送において救急患者の受け入れ医療機関の選定が困難な事案が全国で発生したことを受けて、消防法が改正され、都道府県に対して救急搬送受け入れ実施基準の策定が義務づけられたことによりまして、府内の消防機関、医療機関、学識経験者等で構成された京都府高度救急業務推進協議会での審議を経て策定されたものでございます。

選定困難事案としましては、おおむね医療機関の受け入れ紹介件数が4回以上、または現場滞在時間が30分以上の場合を想定されており、こうした事態を解消することが実施基準のペースとなっております。ちなみに宮津与謝消防署管内においてはこうした事例はありませんが、京都府内の全域を念頭においた基準となっております。

実施基準の主な点といたしましては、患者の症状を選別するために観察基準が設けられました。次に、あくまでも緊急性、専門性の高い症状を示す傷病者、いわゆる救急患者を受け入れていただける医療機関について、症状例別に対応可能な医療機関をリストアップして整理されております。丹後医療圏では、与謝の海病院、弥栄病院、久美浜病院と丹後中央病院の4病院がリストア

ップされております。

そして、この観察基準と医療機関リストにより当該傷病者に適した最も搬送時間の短い適切な医療機関の選定を行うこととされました。ただし、消防署管轄外への搬送につきましては、救急業務を実施する上で支障のない限りで救急隊の判断により可能となるものでございます。したがって、あくまでも救急搬送であり、患者搬送ではありませんので、宮津与謝消防署管内としましては、従来どおり第一次搬送先の与謝の海病院への搬送となっているということでございます。

今おっしゃったように、一次から三次まであります中での医療圏と圏域外への搬送との、その辺で矛盾が生じてきているということのご指摘は、私どもも今まで余り気づかなかった点でございますし、それらのことももう少し内容をしっかりと把握した上でできるだけ多くの患者さんの命が救えるような体制づくりを、やはり要請していくという形を取りたいと思っておりますが、今の状況の中身につきまして、恥ずかしながらはっきりと状況を把握し切れておりませんので、多分恐らく課長のほうでもまだ把握していないというふうに思っておりますので、それらにつきまして、しっかりと勉強させていただいた上で、要請をしてまいりたいと思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） そういう現状をもう一度見直して、検討をするというご答弁をいただきました。ぜひ、お願いしたいというふうに思います。

その上でぜひ知っておいていただきたいのが、先ほど言われました受け入れ紹介件数ですね。この問題がやっぱりあると思うんです。特に、この地域ではこれが大きな問題があるというふうに思います。

といいますのは、先ほど言いましたように、ここは4回になつとるわけですね、この実施基準の中でも、データでもね。だから4回以上にならないということなんですが、この地域での与謝の海病院が、先ほど言いましたようにどんな患者でもありがたいことに全部受け入れていただいとるわけですね。だから、受け入れの紹介をする必要がほんとなんですよ。ところが、京丹後市は4つ病院がありますからね、探さないとあかんわけですね、一番効果的な病院がどこかということ。そうすると、受け入れ紹介をするわけです。そういうことをしてるよりもドクターヘリに要請するほうが、はるかに命が助けられるということで、私は京丹後市がドクターヘリの要請が非常に多いのではないかと思いますし、宮津与謝消防に視察に行ったときもそういう感想を述べられました。やっぱりそういう地域の違いというのはあるというふうに思うんですね。

それで、問題は、先ほども言いましたが、与謝の海病院ですべての治療ができればもちろんそれでいいわけです。ところが、脳疾患もできないし、心筋梗塞等の心疾患もできないという中で、与謝の海病院にすべて搬送できるから、受け入れ紹介ゼロだから現状でいいという、今までどおりでいいということにはならないという、ここが非常に大事だというふうに思うんですね。

先ほど観察基準言われましたが、その実施基準の観察基準の中でも、例えば脳卒中疑いでしたら片方の手足、顔半分の麻痺、しびれ、それでも脳卒中疑いになるわけですね。脳卒中疑いですと、与謝の海病院は治療できないんですから、これが治療できるところの中で、どこが一番早くできるかということになる、これが今回消防法改正の意図だと思うんですね。

ところが、受け入れ紹介する必要はなく与謝の海が受け入れてくれると。受け入れてもらったからそれでいいと。で、再転送されると。それは消防にまた再転送するわけですね。これでも受け入れ紹介ないんですよ。これでいいということに、私はならないと。一番基本はどうやって命を守るかということですからね。そこで、搬送の体制を、ルールを決めていくというね。ここが一番大事で、法律的にもできるということになってきたわけですから、これはもう今までと大胆に変えていただく必要があるだろうと思います。

それで、圏外に搬送すれば、消防車が当然空白時間が生まれると。これ一番宮津消防でも懸念されてるところです。こういう問題についてはやはり但馬の救命救急センターも、ヘリが飛ばないときのためにドクターカーを用意されてるわけですね。だから、やっぱりそれは同じようなことで、命を守るためにやっぱり必要であれば、消防がその間空白になって、ほかの方が助けられない可能性が非常に高いということであれば、そこを解決する手だてをとってでも、これはもう本当に一刻一秒を争う、小林センター長に言わせれば。そういう状況ですから、そこを解決してでも、直ちに治療ができることが必要だろうというふうに思います。

そこにいくまでに再度お伺いしたいのは、ドクターヘリが飛ばないときは、今言うたようなことになるわけですけども、ドクターヘリが飛ぶときには直ちにドクターヘリに要請をして、再転送が必要のない緊急搬送をする必要があるというふうに思いますが、こういう先ほどから言うた基準からいっても、現状ではドクターヘリが、要請ができないときに64件あったとは思えないので、その辺も含めて再検討をお願いします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） いろいろな場合についての、今ご指摘等がございました。我々自身も、先ほども申し上げましたようにまだ十分理解し切れてないところがございますので、今後に向けましてきょうお聞きしたお話、また現実どうであるかということをもう少し研究させていただいて、勉強させていただいて、そののできる、少しでも早く解決できる方法があるなら、それらについて要請がしてまいりたいと思います。

1 番（野村生八） よろしく申し上げます。ありがとうございました。

議 長（井田義之） これで、野村生八議員の一般質問を終わります。

次に17番、谷口忠弘議員の一般質問を許します。

17番、谷口議員。

1 7番（谷口忠弘） それでは、第36回3月議会最後になりましたけども、一般質問をさせていただきます。よろしくご答弁をお願いします。

私は、国勢調査から見る人口問題につきまして、人口減少の現状とその歯どめ策、また、ふえている高齢化世帯へのその対応策、この2点につきまして町長にお伺いをいたします。

国勢調査につきましては、1日目の杉上議員のほうからもご案内がございましたが、再度私も国勢調査の結果について触れてみたいと、このように思っております。

総務省が公表した2010年10月1日時点の国勢調査速報値によりますと、日本の総人口は1億2,805万人で、05年の前回調査と比べ0.2%の微増となっています。一方、京都府の人口は263万6,704人で、前回調査に比べ0.4%減少し、減少人数は1万956人です。府内の人口が減少したのは、調査以来初めてだそうです。

そこで、近隣市町村の状況を見てみますと、伊根町では11.3%、宮津市が7.2%、京丹後市が5.9%、いずれも減少しており、当町においても5.8%の減少であります。この丹後地域2市2町の状況は、5年前の調査に比べて人口減少数は6,993人も減少しており、減少率は6.6%であります。この5年間で旧加悦町1町分の人口がなくなったのと同じであります。

京都府平均は0.4%の減少率でとどまっているにもかかわらず、丹後地域全体では6.6%も人口が減っています。この問題は、ほうっておけば今後も急速に加速化が進み、あらゆる問題に重要なインパクトを与えることが予測され、持続可能なまちづくりなどといっておれない事態になることも十分予想されます。

また、一方世帯数では、全国では5,195万2,000世帯で、4.8%の増加であります。これは過去最高の数字だそうであります。京都府では112万2,634世帯で、4%の増加であります。これも近隣の市町村を見てみますと、伊根町でマイナス3.7%、宮津市ではマイナス2.0%、京丹後市ではマイナス1.3%で、いずれの市町村も人口減少の結果、世帯数も減少しております。しかし、当町では、人口が減少しているにもかかわらず、世帯数は微増ではありますが0.2%ふえています。この傾向は、いろんな見方があると思われませんが、一層の核家族化が進んでいると思われるのではないのでしょうか。

また、1世帯当たりの人数は、全国の平均が2.46人で、京都府では2.35人です。当町は2.81人です。2市2町、丹後地域では1世帯当たりの人数は京都府平均をいずれも上回っている状況であります。これは、居住環境や生活環境などさまざまな要因があると思われませんが、注意すべき点は、全国でも、京都府でも、丹後地域でも全体に1世帯当たりの人数が減ってきており、単身高齢世帯がふえている点であります。

このように人口減少、核家族化、1世帯当たりの人数の減少は、今後は経済、福祉、その他いろんな分野でかなりの影響が出てくることが予測されます。人口なんて勝手にふえて、勝手に減っていくのではなく、いろんな施策を重ね合わせて減少を食い止める必要があると考えます。

最近どうも、まちに活力がないと感じているのは私だけでしょうか。私は、可能な限り職場をつくり、元気で働いてもらい、所得をふやしてもらい、その結果税収を上げる。また、福祉施策を整え、安心・安全なまちづくりによって定住していただき、人口減少に歯どめをかける。私はこの人口と税収というこの二つは、行政トップの数値化された通信簿ではないかと、常々考えております。

町長はまず、新町になったこの5年間、国勢調査に見る人口の減少、近年ずっと減り続けている税収、この数字が示している状況をどう思っておられるのか、まずその点についてお尋ねをしたいと思えます。

次に、依存財源に頼っている当町では、とりわけ国からの地方交付税が命綱であります。単純ではないと思いますが、人口が算定の大きなファクターであることは間違いないと思いますが、大まかな数字で結構でございますので、この人口と交付税のかかわりをわかりやすくお答えをお願いしたい。

次に、現在の人口減少、単身高齢世帯への対応について、現在は何もしてないわけではないと思えますので、現在の施策と今後の具体的な対応策についてお尋ねをいたします。

また、特に人口問題につきましては、若者定住や団塊の世代のIターン、Uターンなどが重要

施策となると思います。どのご家庭も、できれば息子さんや娘さんに家に帰ってきてほしい。1世帯平均2.8人という数字は、まことに寂しい限りであります。家族団らんというぬくもりが家庭から消え去ってしまったのが残念であり、また、先祖の供養やお墓の維持など、大変気にされてる方が多いと聞いています。こうした対策としまして、若者定住やIターン、Uターンを今後どう施策として考えておられるのかお尋ねをします。

また、次に、核家族化が進む中、高齢世帯に対する施策であります。人口減少率が大きい自治体は、おおむね高齢者の割合が高く、当町もそうであります。世帯の細分化は無縁社会につながり、支え合いやきずなをつくる施策を展開しなくてはなりません。高齢者の見守り活動、買い物が行けない人の買い物支援など、孤立を防ぐ新たな対策が必要と思いますが、この点につきましても町長のお考えをお聞きします。

以上、国勢調査から見る人口減少の歯どめ策と高齢化世帯がふえる中での対策についてお尋ねをし、私の第1回目の質問は終わります。よろしくご答弁をお願いします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 谷口議員、ご質問の国勢調査から見る人口問題についてお答えいたします。

まず、人口減の現状とその歯どめ策についての1点目、人口の減少、税収の減少を考えれば、町の活力が失われてきているように思えるがについてでございます。

先日、平成22年国勢調査によります速報値が報道発表されました。本庁は平成17年国勢調査と比較して、人口で1,449人減の2万3,457人、世帯数で19世帯増の8,345世帯となっているところでございます。

国勢調査ごとに人口が減少している状況で、町の税収がどのようになっているかと申し上げますと、平成23年度の予算計上額は約17億4,800万円でございます。所得税の税源移譲があった平成19年度決算では、約19億2,700万円となっており、比較いたしますと大幅な減額となっている状況でございます。

税収は自主財源の柱であり、人口の減少も大きく起因しているものというふうに考えております。

2点目の、地方交付税の算定にかかわる影響でございますが、普通交付税の基準財政需要額を算定する中で、人口を基礎数値とする費目は、消防費をはじめとする14費目がございます。また、世帯を基礎数値とする費目は、徴税费などの2費目でございます。ここで平成22年度の算定ベースにおいて、それぞれを速報値に置きかえますと、おおむね2億2,000万円程度の減額になるものと試算いたしております。なお、平成23年度の普通交付税はこれらも加味したもので試算いたして、計上いたしております。

3点目に、現在の施策と今後に向けた人口減少歯どめ策についてでございます。

ご承知のように、与謝野町は合併以来福祉施策を重点的に取り組んでまいりました。民間活力等も活用しながら、各種の福祉施設等の整備を推進し、23年度には加悦地域に福祉複合施設の建設も始まります。これらの施設は、多くの雇用の場を創出し、働く場の確保に貢献しているところでございます。今後もこれら施策を推進しながら、雇用の場の拡大に努めてまいりたいというふうに思います。

また、産業振興計画も策定し、これの実行に向けて鋭意協議を行っているところでございます。中小企業振興条例の策定をはじめ、懸案となっております産業振興にも全力を傾注し、人口の歯どめ対策を講じていきたいというふうに考えているところでございます。

4点目の、若者のIターン、Uターンと定住に向けた、さらなる促進策についてでございます。若者がなぜ地元に残らないのか。それは、自分がつきたいと思う仕事がないということでございます。だからといって企業誘致ができるかということになりますと、現状では非常にハードルが高いと言わざるを得ません。

地元の企業に就職した場合、都会と比べると賃金も安いわけでございますが、賃金が安くても田舎では食べていける環境を整えていくことが行政に求められているのではないかとこのように考えます。

例えば、保育所の問題一つをとってみましても、田舎では定員割れ、都会では待機児童が多くいるという現状があり、都会では共働きをしようと思ってもできないという実態があります。このような実態に目を向け、一例として本町の保育施設を重点的に推進し、長時間保育等のサービスを充実させ、いろいろな共働きにも対応できるような状況を創出し、賃金は安くても生活ができる環境を整えていくことも一つの考え方ではないでしょうか。

ただし、今の財政状況では幾らお金を使ってもいいということにはなりませんので、それなりの知恵と工夫が必要であるということには言うまでもありません。

また、本町には豊かな農地と山林があります。後継者等の問題から今後維持していくことも大変な状況になっているところでございますが、これらに目を向けた産業振興策がないか、十分検討をしてみる必要があるというふうに考えております。

5点目の核家族化が進む中、高齢単身世帯に対する見守り活動や孤立を防ぐ新たな施策の必要性があるのではということにつきまして、お答えいたします。

本町の高齢化率は29%を超えており、その中で高齢単身世帯は山添議員にお答えしましたように22年度は749世帯と、年々増加傾向にあります。

見守り活動としましては、現時点では民生委員活動としての友愛訪問、また、社協が行っているひとり暮らしの高齢者の集いへの参加啓発を行っていただいております。また、町の配食サービス受給者の方にはお弁当持参する際に安否確認をさせていただくことを義務づけて、実施されております。

さらに、お年寄りの引きこもりなどを防ぐため、各地区でのふれあいサロンの開催や二次予防事業の対象者、これは特定高齢者の方におたっしや倶楽部や物忘れ予防教室などの教室を実施したり、元気な高齢者の方を対象とした健康づくり事業など、それぞれの対象者を絞った取り組みを行い、高齢者の方が家から外にいただく事業を実施いたしております。

高齢になっても元気で暮らしていただくことが大変重要でありますので、今後も介護予防事業等の充実をさらに図っていくことといたしております。

次に、6点目のご質問の高齢世帯に対するいわゆる買い物難民、といいますか、買い物支援策を考える必要があるのではについてお答えいたします。

大型スーパーの進出や経営者の高齢化により個人商店が次々閉鎖されていく昨今、地元から買い物に出かける手段がない方や、また、医療機関に通う手段がない方が多くなりました。民間事

業では、デイサービスセンターの場所がショッピングセンターと併設された福祉サービス事務所もあり、デイサービスの帰りに買い物ができる支援をしていただき、事業所のアイデアで利用者の支援を工夫いただいております。

一方、行政としましては、この解決法の一つとして、平成21年3月からひまわりバスの運行を開始し、交通不便地域の方の通院支援や買い物支援を行ってまいりました。ダイヤの都合や行先に限りはございますが、買い物など多くの皆様のご利用をいただきたいというふうに思っております。

以上で、谷口議員ご質問の答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7番（谷口忠弘） まず、第1点目の質問でありますけども、人口の減少ですね、税収の減少を考えれば、町の活力が失われてるように私は思えるんですけども、町長はどう思われますか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたけれども、それはそうした相対的な関係にあるというふうに思っております。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7番（谷口忠弘） これは私、第1回目の質問でも言いましたけども、私はこれは人口の増減とか、税収の増減というのは、これは大変気にかかる数字でございまして、私は、この実態数値が最終的には町の活力のバロメーターになるのではないかなと、私はそう考えてるんです。

私は、以前会社勤めをしておりまして、営業も経験しまして、また、結婚してからは商売をさせていただいておるんですけども、会社時代は厳しいノルマがありました。今商売してる中では、損益分岐点という、商売を続けていく中で最低達成しないと経営の継続が難しいと、こういう目標値があります。そこで、町長は、与謝野町は会社ではございませんけども、何を目標値と定めて、与謝野町の経営をされておられるのか、その点はあればお聞かせください。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 何をと言われますとちょっとお答えしかねますけれども、それは一番理想としては不交付団体、交付税をいただかなくても自分とこの税収で自前の経営ができる、それが一番の理想だというふうに思っております。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7番（谷口忠弘） 今、おっしゃられたことが理想だと、そういう理想に近づけるために頑張っておられると、こういうことだろうと、私思うんですね。「水・緑・空 笑顔かがやくふれあいのまち」このキャッチフレーズというか、これを目指したまちづくりですね。総合計画が立てられて、今5年目、ちょうど折り返しですね。こういう時期であります。

町長は、この10年計画、この折り返し地点の5年目、十分にこの計画が進んでいると、こういうぐあいにお思いなのか、中間点に立った時点で考えておられると思うんですけども、感想をいただきたいと思うんですけど。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 十分にできているとは思っておりませんが、おおむね計画にのっとりた形で進められているというふうに思っております。

それから、不交付団体につきましても、今の状況、京都府下にあります不交付団体、自治体におきましても、それが維持できないような非常に厳しい状況になっているということも事実でございます。日本の社会経済全体が、非常に沈んできているというあらわれではないかというふうに感じております。

議長（井田義之） 谷口議員。

- 1 7番（谷口忠弘） 立派な計画書なんですけども、計画書をつくったけども、大きな、例えば目標とする数値を持たないで、ただひたすらに夢を追い続けて、後の結果は野となれ山となれと、こう言えば言い過ぎかもわかりませんが。実際の目標数値というのは要るのではないかなというふうに、私は常々思っております。計画をつくるぐらいなら、極端に言えばだれでもつくれるわけですから、それを達成するには、確かに生易しいものではなくて、自分にプレッシャーをかけて、人を動かすということが大事ではないかなというぐあいに思います。

今回の人口調査によりますと、丹後2市2町の平均の6.6%より当町の減少率は5.8%ですから少し低いということで、努力の跡は伺えるわけですけども、税金につきましては、平成21年度、先ほどもちょっと答弁でおっしゃられましたけども、21年度決算では前年よりも1億円減少して、約10%の減少率であります。また、非常に寂しいことではありますけども、新年度予算は4.3%を減少するという、非常に寂しい案であります。

予算は、いろいろな施策を講じるために使われるわけですけども、結局は子育て支援でありますとか、各種福祉施策は、これいわば戦術でありまして、目的は何かというと、人口減少を食いとめると、こういう施策であります。また、商工や農林などは、主にいろんな形で業者さんに、営業されてる方に支援をして、所得を上げてもらって、ひいては税金を上げると。こういうためにあります。いわゆる目的を達成するために手段を講じると。戦術と戦略でありますね。

そこで、もう一回お聞きしますけども、約300人もの職員さんを雇って、先ほど言いましたように、株式会社ではないですけども、与謝野町株式会社の最高経営責任者としてどこに責任を感じて、どこに自己責任を背負っておられるのか、再度町長にお尋ねをいたします。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 先ほど谷口議員は非常に言い過ぎたと言われましたかね。計画そのものも住民の皆さんとともに立てた計画ですし、それらについて目標を設定して、毎年毎年その目標に向かって進んでいるかをチェックしながら、ローリング方式で総合計画を推進してきてまいっております。

それにつきましても、総合計画審議会の皆さん方にもお世話になって、それをチェックしていただき、また、議会では予算あるいは決算に議員の皆さん方にチェックをしていただいております。

ですから、決して何もしてないということにはならない、やはりそうした手順を踏んで、皆さんと共有した計画を今進めているところでございます。

何を中心にということをおっしゃいますけれども、町政、町の運営をしていくには、やはりバランスよく一般の企業と違いますのはその点でございます。一般の企業ですと、ある程度の額、金額あるいは結果というものが数値であらわれますけれども、数値であらわれないところに行政が手を入れていく、その役割を果たすのが我々町政を預かる者の役目だというふうに思っております。

ます。費用対効果、それも大事ですし、そのことによって財政的に一時期苦しいことがあるかも知れませんが、それをうまく運営し、回していく、そのことが町政運営にとって非常に大事なことだというふうには思っております。大きな事業がなければ当然、その支出も少なくなりますし、また、それに伴います借金も少なくなりますから、町の予算規模は小さくなるでしょうし、そのバランスをどうとっていくか、それを議会の皆さん方とチェックをしながら進めていくということだというふうには私自身は理解しております。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） なかなかちょっと議論がかみ合いませんけれども、時代はめまぐるしく動いているわけですね。私は町のかじ取り、とりわけ財政運営につきましては、私は今後、とぎすまされた経営感覚が町長には必要になってくると、こういうぐあいに思っております。

一方、税金につきましては、税金は年々減りぎみでありますけれども、その理由は長引く不況による影響で税金が落ちていると、こう簡単に説明をいただいておりますけれども、長引く不況というのは、私も確かにそうだと思います。もう少し、この落ち込みの分析というものをされているのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） この税金の落ち込みも、中身まで、それぞれ分析というところまでは至っておりません。ただ、全体の税金が沈んでいく、その数値等から推察できる状況、どういった分野が税金が減っていて、どういう分野の事業所が減っていったというような、そうした中身からの分析はできましても、それを一つ一つということにまでは至っておりません。全体の、それぞれの個々の中での数値であるというふうに思います。

それと、ちょっと谷口議員と意見がずれるという点につきましては、先ほどおっしゃいました交付税というものの考え方に少しずれがあるのではないかなというふうに思いますので、吉田参事のほうから、そうした基本的なところをもう一度少し説明がさせていただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） 交付税制度につきましては、ずれがあるのかなのか、それはちょっとわかりませんが、私なりに交付税制度はこういうものであるということをご説明申し上げたいというふうに思います。何回も議会でも申し上げました。地方交付税は何のためにあるのか、それは税金の低い町、税金の高い町、そこに住む人たちがサービスの格差があつてはならないと、どこの町に住んでも標準的な行政サービスが受けられるように国税の一定割合を地方交付税として配分することによって、標準的な行政サービスを受けられるということを保障するというのが地方交付税でございます。

この地方交付税の算定につきましては、これは首長の力量だとか、そういったものではなく、計算式がございまして、いわゆる消防費なら、この町では幾ら要る。社会福祉に、この町なら幾ら要るということをご計算して、すべて足し上げたものが、基準財政需要額と呼んでおります。この基準財政需要額の総額が、いわゆる標準的な行政サービスを確保していく上での、その町に必要なお金であるという理論的な計算でございます。

それから、その額が直接、その町に交付されるのではなく、じゃあその町は幾ら収入がある

のかということになります。これを基準財政収入額というふうに呼んでおります。税収と、譲与税というのが、大体基準財政収入額です。その町が幾ら税収があるかと、これが大体基準財政収入額です。基準財政需要額よりも基準財政収入額が少なければ交付税が交付をされる。これが交付団体と呼んでおります。逆に基準財政需要額よりも基準財政収入額が多い場合は、これは交付税が交付されない。不交付団体と呼んでおります。京都府下では久御山町が1町あるのみだというふうに聞いております。

そこで、もちろん税収が多くあればあるほど、それはいいと思いますし、もちろん町の活性化にもつながるだろうというふうに思います。ただ、税収がふえたから、じゃあ町の財政規模が、そのまま膨らむのかということにはならないということでございます。例えば、税収が1億円ふえた。じゃあその1億円が財政規模に丸々プラスされるかといいますと、そうではない。いわゆる75%は基準財政収入額に算入をされますので、25%の2,500万円、これが、いわゆる町の財政規模としては多くなる額であるということでございますので、税収がふえたから、その分だけ町の財政規模がふえるというものではないということでございます。

もちろん税収が多くなればなるほど、それは町の活性化につながっていきますし、町の皆さんの元気も出てくるということは間違いない事実でございます。以上でございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 私は交付税の理論をお聞きしたのではなくて、直接。要するに税収は町の活力のバロメーターという位置づけはおかしいですかと、そのとおりじゃないんですかということをお聞きしたかったわけでして、今の吉田参事のお答えでは、それはそういうことだというぐあいに受けとめさせていただきます。町長も、そういう受けとめ方で結構ですか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 一つのバロメーターだというふうに思っております。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 先ほど、ちょっとご答弁をいただいた中で、どうも合点がいかないことが一つございまして、税収ですね、これが減り続けていると、先ほど言いましたように、長引く不況のために、これは税収は減り続けているんだと、しかし、この税収がなぜへこんでおるのか、どういう状態でへこんでおるのかという中身の精査は全然していないと、こういうようなお答えだったと思うんですけども、中身の精査をしないで施策が打てるんでしょうかね。やはり、なぜ減っているかという原因を突きとめて、それに対する対策を打つのが普通ではないかなというように思うんですけども、甘んじて税収が減っているのを見ているだけだと、こういうことなんでしょうかね。その点について、お答えができる方があれば答えていただきたい。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。何も分析をしていないかということ、そういうことではございません。我々、毎年予算編成をするわけでございますけれども、税については、税務課から予算要求が上がってまいります。その中で営業所得はどうなった、給与所得がどうなった、農業所得がどうなった。それらを見させていただいております。ですから、営業所得が減るならば、どんな営業があるのかということにつきましても、一定聞かせていただきまして、ああ現状はこうなっているんだなということ、ある程度は頭に入れながら、予算査定を行わせ

ていただいておりますという状況でございます。

それから、商工観光課のほうにおきましても、産業振興計画を立てております。その中でいろんな業種にわたって、現状と、それから、現状がこうだから、今後はこうしなければならないというようなことを計画で上げさせていただいております。そういう中で、今後の対策ということを立てているということは、現状を分析した上でのございますので、全く税が落ちることを分析していないということにはならないだろうというふうに思っております。その原則に立って、今後の産業振興施策なり、福祉施策なり、そういったものを立てていくということであろうというふうに思っております。

それから、これは詭弁とおっしゃるかもわかりませんが、行政がやっておる仕事と申しますのは、これはすべて産業振興も視野に入れたものだろうというふうに思っています。まず、例えば、福祉施策で保育行政、これをやっておりますのは、やはり、そういった子供たちの保育を預かりながら働く時間を保障していく。それから、保健衛生にいたしましても、いわゆるごみの収集だとか、そういったこと。それらをすべて町の人たちにやってくださいということでは、働く時間もない。だから、行政が引き受けよう、働く時間を提供しようということではないんでしょうか。それから、例えば教育、教育にしたって学校、いわゆる将来の与謝野町や日本を背負って立つ人間を人材育成しようと思えば、教育は大事です。それも産業振興につながるだろうというふうに思っています。ですから、民間ではできない、いわゆる直接的な産業振興ではありませんけれども、そこを、いわゆる助けていく施策を打っていく。これも一つの産業振興を推進していく行政の役割だろうというふうに思っております。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 私は人口と税収に着目するのは、いみじくも昨日、赤松議員から京都新聞の記事が紹介されました。要は合併したから問題が解決したのではなくて、財政運営を陰しくしているのは、とまらない人口減少と地域経済の沈滞による財政基盤の先細りであると、こういうぐあいに論じてあるわけです。私も全くそうだなというぐあいに思います。

ここに手を打たなければ、今後の町の将来というのは、なかなか厳しいのではないかなと、こういうぐあいに思っております。

先ほど、町長の答弁では、10年間の折り返しで、順調にいつておるといようなご答弁でございました。この計画書をちょっとよくよく見ますと、将来人口の推計という項目があるんですね。20ページにございました。平成17年、これは2万4,906人であります。2005年ですね。これは前回の国勢調査の結果の数字であります。32年まで、15年先まで一応推計をされておられます。2万1,423人になるという集計でありますね。平成17年から5年たって、この22年ですね。予測数値はどれぐらいであるか、ご存じであれば聞かせてください。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 今ここに資料を持っておりませんので、お答えすることができませんけれども、今おっしゃっているのは総合計画の中にある数値ですね、それは、その時点で想定した人口を上げさせていただいております。ですから、確実な数字ではございませんが、そうした予測を立てたということでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 私は、てっきり、どなたかはお存じかなと思ってお聞きしたんですけども、私の手元に持っているんですよ、これ。これなんです。これの20ページに予想としましては、予測ですね、2万3,962人ということは、平成22年で予測数値でございます。今回、調査結果、2万3,457人なんです。既に、この時点で予測よりも505人減少しているんですよ。予測よりも505人減少しているんです。確かに予測というのは、あらゆる手法を使っても、私は予測するのは難しいだろうというぐあいには思うんですけども、この5年間で、これだけのずれが生じるということでございまして、この全体の計画の精度と申しますか、これが狂いはしないかというぐあいに心配しているんですけども、この点につきまして、町長は、先ほどの答弁では順調に5年間推移していると、これ人口だけとって、どうのこうのというのはおかしいことかもわかりませんが、ここでも大きく計画修正が必要ではないのでしょうか。その点について、お尋ねをします。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 10年間の計画でございます。それらについての予測を立てた根拠等々も吉田参事のほうで承知していると思いますので、答えさせていただきます。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。人口の推計につきましては、その当時の、いわゆる数値を使い、過去の人口の減少率等から勘案しまして、コーホート要因法という方法があるわけでございますけれども、その方法で推計をした数字がそうであるということでございます。ですから、その推計よりも人口の減少が多くなったということは事実でございます。

それから、修正するかしないかにつきましては10年間の計画のうちの前期の5年間の今、基本計画を実施中ではございます。23年度に入りまして、いわゆる後期の基本計画の策定の準備に入る計画でございます。その中で人口等につきましても検討を加えていく必要があるだろうというふうに思っております。

それから、先ほど谷口議員から数値目標だとか、どこの数値を目指しているのかというようなお話がありましたけれども、町全体で、どの数値を目指すかということではなしに、施策別に目標とする数値を掲げて、いわゆるベンチマークです。例えば、施策の中で、施策体系の中で安心と生きがいのある福祉のまちづくり、これで70事業ぐらやっておるわけでございますが、その事業で、じゃあ親子の保健の充実だとか、保育サービスの充実だとか、いろんな個別の政策をうたっております。その中で、じゃあこの年度は数字的に、ここまで持っていこうという数値目標、そういったものは掲げさせていただいておまして、その数値目標の達成度も総合計画審議会等で確認をいただいているところでございます。

すべてが数値目標どおりにいっているというわけではございません。届かない部分もありますけれども、数値目標を達成したのもございますので、そういったことで、この総合計画が実現するように努力をさせていただいているということも少しはお認めいただけたらというふうに思っております。以上でございます。

議長（井田義之） 谷口議員の質問の途中ですが、ここで2時45分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時31分）

(再開 午後 2時45分)

議 長 (井田義之) 休憩を閉じ、谷口忠弘議員の一般質問を続行します
谷口議員。

1 7 番 (谷口忠弘) 先ほどから企画財政課長の答弁をいただいておりますけれども、確かに各課でいろんな目標を立てられて、ベンチマークを設けて、その進度をチェックされて、その到達ぐあいを確認されているのはわかるんですけれども、私は町長に質問をしておるのは、そういう各課の細かいことではなしに、先ほどから何回も言っていますように最高経営者としてのもう少し大局観を持った数値目標というものがないんですかと、こういうぐあいにお聞きしているわけでした、各課の細かい数字を羅列をしているのをお聞きしているわけではないんです。もう1回、お聞きしますけれども、その大局観を持った数値目標というのは、お持ちなんですか。

議 長 (井田義之) 太田町長。

町 長 (太田貴美) 数値目標としてきちりと持ってはおりません。一つの考え方の中で、確かに先ほどおっしゃったように税収、そして、人口、これも大事でしょうし、それが大きく町の元気、活力につながっていくものだと思いますけれども、もう一つ、やはり大事なものは、そこに住んでいる人の力、要するにマンパワーが一番大事ではないかなと思います。それを示しますのが、今までにもいろんな、小さい村であっても、そこに住む高齢者であっても、その方たちが頑張ってお金の枯れ葉でお金をもうけることを考えられたり、あるいは、身近に自分たちが、いつもつくっている農業でできた産物で地域の特産品をつくったり、あるいはうちの場合ですと福祉という切り口の中で、それを担う人づくりを行ったりというふうに、それぞれの町のいろんな特色や目標があるかと思いますが、それはなかなか数値であらわせるものではないというふうに思っています。そうならば経営者としてペケじゃないかというふうなおしかりを受けるかもわかりませんが、私は決して、その数値で割り切れるものではなくて、やはり、それらがうまく回っていくように、おのおのの人たちが自分の思いを実現できるような、先ほど来、出ていますように、1人でできなかつたら、それを、手をつないでみんなでやってくんだという、そういう気持ちを起こしていただけるような、そうした施策に取り組んでいきたいというのが私の考え方でございます。

議 長 (井田義之) 谷口議員。

1 7 番 (谷口忠弘) 今のお答えでは、当然、人口でありますとか、税収も大変重きを置いた数字と受けとめていると、こういうご答弁でございましたので、ぜひいろんな施策を講じられて、人口減少の歯どめを、ぜひつけてほしいなというぐあいに思います。

今回の国勢調査の結果を見まして、各自治体、新聞なんかの切れ端をたくさん持っているんですけど、各自治体も大変心配をしているような状況みたいです。本格的にいろんな施策を新年度予算に盛り込んで、人口減少の歯どめをかけよということが、ありありとわかるような市町村の予算づけもたくさんございます。

当町はちょっと私も、これは新年度予算の中で言えいいかもわかりませんが、この点について力点を置いているというぐあいに、どうも見えづらいんですけれども、どうも総花過ぎて、まだ、ここまでの危機感がないのかなというぐあいに感じたりするんですけれども、町長はどう、この新年度予算ですね、この人口減少の歯どめについて重きを置こうとされたのかどうか、

その点についてもお尋ねしたいと思いますけれども。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 通告の中にはないので、直接、お答えすることにはなりませんけれども、先ほども申し上げましたように、やはり同じ人口であっても、その住んでいる方が、やはり健康で元気に、この町で住んでいただける、その質が問題だというふうに思います。新たな新しい振興国あたりは若い方が大勢生まれ、そして、急激な、そうした若者の数の増というものが起こっております。それも果たして人口増でいいのかどうかというと、やはり、それについていく体制、あるいは仕組みというものが大事だというふうに思いますし、そういう反対の立場から考えたら、そういう気もいたします。そういう点では、ここに今いる方たちができるだけ、この地で育ち、そして、仕事をし、定住していただけるような、そうしたことを行っていくためには、やはりそこに住む施策の質が問われてくるというふうに思いますので、それで終わらせて、そういった気持ちの一つの答弁かというふうに思います。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） これは前日でしたか、一日目でしたか、浪江議員のほうから空き家対策についての質問がございました。空き家対策ととらえると、町長のご答弁がありましたように、非常に行政がタッチするのは難しいと、民間での話ですというふうな答弁だったと思うんですけども、しかし、転じて、これは人口減少の問題ととらえて、何とかIターン、Uターンするための住居を確保すると、そういう観点からとらえてみる必要があるのではないかなというぐあいに思うんですね。綾部市では、この4月から移住者をふやそうと、空き家を利用した住居確保に乗り出すと、市内に380棟近くある空き家を所有者から無償で借り上げ、市が300万円を投じて市営住宅に改装する。移住者は1回の契約で最大10年間、月3万円の家賃で住めると、こういうことの施策を打ち出されまして、新年度の予算に計上されてあります。また、これは先ほど山添議員の質問の中でおっしゃられた婚活の問題であります。この婚活につきましても、この人口の減少に何とか歯どめをかけたいということで、和歌山県のある町ですけれども、要するに婚活を支援する事業に乗り出すというようなことや、奈良県でも、そういうようなことが書いてあります。こうして非常に確かに、こういうことに乗り出すというのは、非常に難しい側面があると思いますけれども、先ほどから言いますように、何とか、この人口減少に歯どめをかけたいという施策ととらえて、やっぱり行政が一步踏み出すような施策を考えなくてはならないというぐあいに思うんですけども、その点につきまして、町長のご答弁をお願いします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） どうお答えしたらいいのか、ちょっとあれなんですけれども、いろんな施策の中で、これがという、そういうものではない、全体の中での、そうした努力の積み重ねが一つになって、増につながっていくんだというふうに思います。あるとき、いつとき、分譲宅地をして、それがぱっと埋まれば、その地域は非常に活性化して、大きな成果が上がりますけれども、また、いずれかすると、それは疲弊していくというようなことが、もう現実、都会でも起こっていることとございます。空き家なんかにつきましては、やはり民間に、そういうことを業とする方もおられますし、そうした民活でしていただくことのほうが行政が手をかけてするよりも以上にいいというふうに思っております。

それと、昨日もマスタープラン等の話が出ましたけれども、それとても同じものを取り崩して、そして、同じようなものを建てるのではなしに、旧町のときも同じ建てかえるのなら、今の時代に合ったものをということで、1階を老人向けの、そうしたケアもひつついたような住宅を、そして、その後を一般の方向きというような案を出しましたけれども、当時は建設、国土交通省と厚生労働省となかなか相入れないところがあって、できませんでした。今後、やはりこれだけ規制緩和が起こってくる中で、その地域地域に合った取り組みというものが大事になってくると思いますし、そうしたことにつきましては、やはりいろんな知恵を出していただく中で、例えば、こういうものをどうだということになりますけれども、行政としてやれること。そしてまた、民間の方がお世話になったほうがいいこと等がありますし、それらを見きわめながら両方で力を合わせて一定の方向に進めていけるような、そういう施策を打っていきたいというふう考えております。

議長（井田義之） 谷口議員。

- 1 7 番（谷口忠弘） 確かに、こういう空き家対策について、民間の家を賃貸借するというのは大変難しい側面があると思うんですね。そこまで足を踏み込めなくても、これは宮津市の例ですけれども、宮津市のほうも大変人口減少に悩んでおられまして、新聞記事でありますけれども、支援センターを設置して、移住希望者対象の窓口を設けるほか、市内の空き家や空き店舗の状況などを掌握し、賃貸や売却の意思がある物件かどうかをホームページで公開すると、こういうような新聞記事も載っております。

要するに、やはり紹介があったら、やっぱり実態を掌握して、紹介があれば紹介をしてあげるという段階だけでも、やっぱり進むべきではないかなと思うんですね。当町は、まだ、全然そういう、どこにどういう空き家があって、どういう状態かということ全体を把握していないというぐあいだと思うんですね。だから、掌握するぐらい掌握してあげて、そして、やっぱり問い合わせがあれば紹介をしてあげると、そこから先はなかなか難しい側面があると思うんですけれども、実態を掌握するという、要するに窓口、総合窓口を設けると、こういう点は非常に大事ではないかなというぐあいだと思うんですけれども、そこまでも踏み込むのは無理でしょうかね。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） それぞれの町や市で、いろいろと工夫をして、そうしたことに対策をしておられます。与謝野町の場合には、そうではなしに、そういった点については民間でやっていただけたらというふうに思っております。

町が一つ一つある空き家を、どうこうこうこういうことについては、やはりそこに発生する、いろんな権利問題もありますから、あいている、それを一つ一つ調べて云々ということについては、これは私は、そうではなしに、そういったことで空き家があるので、これを何とかしてほしい、一定の手續を踏んでやりたいというようなことについては、それは一つの業として成り立つわけですから、そうしたサイトの中で、町の持っていますサイトの中で、そうしたことをやる業が起こってもいいのではないかと、私自身は思います。それは、それぞれの町のやり方がありますので、今のところ、そうしたことについては町は考えておりません。一つのご提案として今後には検討することが必要かもわかりませんが、今の段階では、そうしたことは考えておりません。

議長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） 今お聞きしたら、そういうことは考えていないと、要するに人口減少に歯どめをかけたいという強い意志が全然あらわれてこないんですね。何かやっぱり手だてを加えないと、難しい、難しいばかりでは全然話が進まないと、私はそう考えております。何も難しいところまで、先ほどから言いますけれども、手を出さなくても、実態を調査して、紹介をされたら、紹介に応じてあげると、こういうことぐらいは、そんなに難しい問題ではないのではないかなと私自身は、そう考えます。

次に、今回の国勢調査の特徴の一つは、世帯数が4.8%伸びて、一世帯当たりの人数が過去最少の2.46人まで低下したことは一つ大きな要因として上げられます。最近よく地域のつながりが希薄になったと、こうよく言われます。都市部に比べて当町はまだ、町内でありますとか、隣組単位でのつながりが保たれているほうですけれども、今後、高齢、単身世帯がふえると、先ほどでは749世帯あるというようなお話も聞きました。新しい公共の概念というのが必要になってくると思うんですけれども、今までの施策で十分なんですかね。先ほど、社協での配食サービスで高齢者の安否確認、こういうのをされているというようなお話がございました。

今、ご案内した749件のうち、この独居高齢者の数、この社協での配食サービスで、どれぐらいの数をカバーされているんですか。わかればお聞かせをいただきたいと思うんですけれども。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的な数については、承知しておりませんが、それよりも定住政策といえますか、人口減をとめる、そうした施策ということにつきましては、先ほどからも申し上げておりますように、空き家対策だけではない、いろんな対策の中で、そうしたことがある意味、よその町よりも減が抑えられているというふうに、私自身は考えております。全体的には減っていく傾向にある中で、減り方が緩やかといいますか、そうした点については、いろんな町で行っている施策が功を奏しているのではないかなというふうに思っております。というのは、例えば今回、福祉の施設をつくります。あそこでは雇用が、また、100名ほどふえると思います。町内の方もおられるでしょうし、町外から勤める方もおられるでしょうし、また、そこに入られる老人の方たち、あるいは人につきましても、よそから入ってこられることもあるでしょうし、その人がふえるということも先ほど来、出ていますように、活性化の一つの要因ですけれども、その先ほど来、申し上げていますように、やはりそうした人口もですし、税収もですけれども、やはりそこに住む人たちが、自分たちの町をどうしていこうという、そういう力が結局は、その町を元気にするというふうに思います。

ですから、社協頼み、民生委員頼みではなしに、そこに住んでいる人たち、本当の隣近所が力を合わせてやっていく、そういうつながりが今、一番大事で、これからも、そのつながりを大事にしていく中で、人口を食いとめていくという大きな手だてになるのではないかなというふうに思っております。そうしたつながりの中から生まれてくる活性、元気というものに対して町は支援をしていくという方向で考えていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） 私も、その町長が言われているように、別にマンパワーを何も否定してはるわけでも何でもありませんけれども、やはり具体的に施策として推進していくと、もちろん人を頼りに

して、輪を広げていくということも大事なんですけれども、具体的に、これでもだめだったら、次は、この手を打つんだというような、そういう施策の展開がどうしても必要になるんじゃないかなというぐあいに思います。

先ほどの、ちょっとご答弁いただいているんですけども、749世帯になるのかどうかわかりませんが、この安否確認ですね、どれぐらいカバーできているとお思いなんですかね、今の現状。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 正確な数はわかりませんが、ほとんどお弁当を持って行って、その数を回収してくるということについては、ほとんどの安否確認ができていうふうには理解しております。あれでしたら福祉課長のほうから答弁させます。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ご質問のありました、この749名の世帯のうち安否確認ということでございます。この配食サービス部分でいいますと、大体登録いただいておりますのが150人から160人ぐらい登録いただいて、大体一月に100名程度がご利用をいただいて、その方々の安否確認をさせていただいております。

この方については、最高、週5食、月曜日から金曜日まで5食の方もありますし、また、お家の状態によっては週1食の方もありますので、5食の方については毎日、ほぼ毎日、安否確認ができますし、週1回のお家については、週1回の安否確認ということになります。そういったことで、その大体100名といいますと、749世帯のうち平均で100名程度については、常に安否確認をさせていただいておりますし、町長も答えておりましたように、後の残りの方については民生委員との連携ということがございます。民生委員についても、独居の方のお家については定期的に訪問をいただいて、そして、福祉のほうにつないでいただいたり、また、保健のほうにつなげる必要の方については、本当にスムーズにつないでいただきまして、そのサービスが行き届くように連携をとっておりますので、そのあたりは安心していただきたいというように思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） もう一つ、ちょっと気になりますことが、社協や、そういうところ頼みということで、町の施策がないじゃないかというふうなご指摘ではなかったかと思いますが、先ほどの給食サービスにつきましても、これも社協さんに、町のほうが委託をするといえますか、そういう形で直接社協さん、我々の業務はしていませんけれども、側面からの応援という形で、それはさせていただいております。

ですから、先ほどからちょっと誤解があるかと思いますが、その空き家の支援云々ということであれば、それらについては、民間でされることについて、町がどの程度協力ができるかというようなことは、丸々町が、そうしたことはできないとしましても、そういうことをやろうとする、業を起こそうという方があるのであれば、それも一つできる範囲での支援の方法というのは考えられるのではないかなというふうには思いますので、そうしたところで、民と行政と力を合わせていくというところの知恵が必要ではないかというふうには考えております。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） また、空き家の話になりますけども、実態調査ぐらいは、ぜひ行政のほうでしていただきたいなというように思います。

高齢世帯の問題でありますけども、749軒で、配食サービスで100軒ぐらいカバーできて、あとは民生委員さんにと、こういうお話でございました。これは、あんまり参考になるかどうかわかりませんが、京都市では、都市部ですけれども、独居高齢者の孤独死を防ぐために創設した、ひとり暮らしお年寄り見守りサポーターというのがあります、これの登録をするんですけども、これが非常に伸び悩んでいるようであります、苦肉の策といえば苦肉の策かもわかりませんが、新聞や郵便物の配達時に異変があれば連絡してもらえるように、新聞社とか郵便局に協力要請をしているようであります。これも確かに一つの案だなというように思います。

例えば、新聞が家に3日も4日もたまっていけば何かおかしいなということに異変が気づくはずですから、こういう業者さんにもいろいろ協力をしていただいて、お手伝いをしていただきたいようであります。

議 長（井田義之） 谷口議員、1分切りましたのでまとめてください。

1 7 番（谷口忠弘） はい。次に、最後ですけれども、高齢者の買い物支援であります。

これ民間が参入するというでも、確かにコスト的に非常に難しい面があるんですね。そこで、行政が何か支援できないかなと、コスト面で、そういうことが検討されておられるのかどうか、その点についてもちょっとお尋ねをしたいなと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 町としては、そうしたことは考えておりません。

先ほども申し上げましたけれども、そういった不便地域の方々だけに対する対応になるかもわかりませんが、やはり町営バスのひまわりを走らせたのも病院とか、それから買い物等に不便を感じるころの皆さんに対しての一定の、町としての大きな支援だというふうに思っております。

そのほかのことにつきましては、割合、連檐した町並みがそろっている、この与謝野町におきましては、お買い物に出ていけなくても、もう既にいろんなトラックに、車に、いろんなものを載せた巡回の、そうしたもの、車がもう今、何台も入ってきております。そうしたことを考えますと、それも利用するというのも一つの方法でしょうし、商店の方たちが一つの工夫として、昔やった御用聞きのような形で仕事をされているところもありますし、それは、それぞれの民間が考えていただくと、また不便な方については、どうしてもという方にはヘルパーさんをお願いされて買い物をお世話になるというふうな手だてもあるわけですから、それぞれが、お隣にお願いするとか、いろんな方法があろうかと思っておりますけれども、そういうことでつながりを持っていただくということがむしろ大事ではなからうかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） 時間が来ましたので、終わりますけども、まだ、たくさん言いたいことがあるんですけど、予算審議の中で、また言わせていただきます。ありがとうございました。

議 長（井田義之） これで、谷口忠弘議員の一般質問を終わります。

日程第1 一般質問を終わります。

ちょっとすみません、暫時休憩します。

(休憩 午後 3時14分)

(再開 午後 3時15分)

議長 (井田義之) 休憩を閉じ、本会議を続行いたします。

次に、本日議案第40号から議案第43号が追加提出されました。以上、4件を上程します。

追加日程第1 議案第40号、与謝野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長 (太田貴美) 失礼しました。

議案第40号、与謝野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、昨年の人事院勧告において、公務員の人事管理に関する報告が行われた中で、非常勤職員の仕事と育児、介護の両立の観点から、地方公務員の育児休業等に関する法律を一部改正して、一定の要件を満たした非常勤職員にも正規職員と同様の育児休業制度を認めることとなりました。

地方公務員の育児休業等に関する法律が、ことし4月1日に施行されることから、これにあわせて、当町職員の育児休業等に関する条例の改正をお願いしようとするものでございますが、追加議案、資料の1ページにあります、与謝野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正の概要のとおり、従来は認められていなかった育児休業と部分休業について、非常勤職員の種別により認めていくこととしております。

具体的には、週3日以上勤務をする職員のうち、引き続き任用された期間が1年を超える職員であって、養育する子が1歳を超えても引き続き在職することが見込まれる非常勤職員などとしております。

なお、ごらんの表の介護休暇につきましては、規則改正によることとなりますし、育児休業や介護休暇を取得中の非常勤職員には、正規職員と同様に賃金の支給は行われませんが、雇用保険から賃金の4割から5割程度の休業補償が受けられることとなります。

以上、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長 (井田義之) 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、追加日程第2 議案第41号、与謝野町地域情報通信基盤整備センター設備工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長 (太田貴美) 議案第41号、与謝野町地域情報通信基盤整備センター設備工事請負契約の変更について、ご説明申し上げます。

この議案は、第30回平成22年3月議会において議決され、締結いたしました。与謝野町地域情報通信基盤整備センター設備工事請負契約の変更を提案させていただくものでございまして、工事費は総額を当初の3億8,456万1,450円から3億7,030万3,500円に変更するもので、1,425万7,950円を減額させていただくものでございます。

変更内容の詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） 議案第41号、与謝野町地域情報通信基盤整備センター設備工事請負契約の変更につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、変更内容につきましては、工事請負額3億8,456万1,450円を1,425万7,950円減額いたしまして、3億7,030万3,500円に変更するものでございます。

加悦地域の2,347世帯の加入申込者数のうち、2,190世帯につきましては、年度内に完成する予定でございますが、残りの157世帯につきましては、年度をまたがる恐れがあります。これは、別事業の府営住宅の壁面に光ケーブル等を引き込むための配管工事の発注がおくれたことにより、府営住宅の加入者宅にONU機器やFM告知機器の設置工事ができないものや、一般住宅のお客様で、入院等連絡調整に手間取っている方があることからございまして、国庫補助金を含まない単独事業として引き込み線工事部分を分離して、別の請負契約である株式会社協和エクシオ関西支店と随意契約で結びたいと考えております。また、協和エクシオと別契約を結びます工事の完成が年度をまたがる場合は、年度末に明許繰越処理を専決でお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案資料の9ページをごらんください。

工事内容の変更につきましては、地域情報通信基盤整備推進交付金実施マニュアルにあるメニュー区分に沿って区分してございまして、本体メニュー費と附帯メニュー費に分けております。

4、工事内容の変更（1）本体メニュー費、①施設整備費、アのヘッドエンド装置につきましては、光切りかえ減衰が仕様規定値より実施の減衰量が少なかったため、光増幅器を減少したものでございます。

また、イの光電変換装置につきましては、光スプリッタユニットを小スペース化対応として、複合ユニットに変更し、引込ルートの変更による構成機器の数量減となっております。

次に、ウの線路設備につきましては、加入申込数の確定により、ONU機器やFM告知機器の数量を増減し、別事業の岩滝、野田川地域の（その2）工事と実数を精査しております。

次に、（2）附帯メニュー費、①施設・設備費、イの電源供給施設につきましては、局舎用発電機の設置位置を変更したことによる、配管配線工事の増加と、局舎用固定電源装置を前年度に前倒しして整備したことによる減少としております。

その他、ウのスタジオ施設の蛍光ランプの数量減や、エのその他では、設置機器発熱量に伴う空調整備の仕様変更を行っております。

最後に、④共通経費につきましては、全体事業費の減少などにより共通仮設費、現場監理費などが減少いたしております。

続きまして、5、契約事項の変更につきましてご説明いたします。

以上の変更に伴います工事請負額の変更前と後を（1）工事請負額に記載しております。

当初契約より1,425万7,950円減額の3億7,030万3,500円に変更するものでございます。

工事費の財源内訳は、（2）財源内訳に記載いたしております。

国からの地域情報通信基盤整備推進交付金が1億148万6,000円から、905万,000円減額の9,243万6,000円。地域活性化公共投資臨時交付金は2億2,848万3,000円から25万9,000円減額の2億2,822万4,000円。

地方債の合併特例債は5,194万円から490万円減額の4,700万円といたしております。また、最終的な一般財源の持ち出しは264万3,500円となっております。なお、本契約変更に伴います工期の変更はございません。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただきまして、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、追加日程第3 議案第42号、与謝野町地域情報通信基盤整備路線設備工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第42号、与謝野町地域情報通信基盤整備線路設備工事請負契約の変更について、ご説明申し上げます。

この議案は、第30回平成22年3月議会において議決され締結いたしました。与謝野町地域情報通信基盤整備線路設備工事請負契約の変更を提案させていただくものでございまして、工事費の総額を当初の2億1,072万3,450円から1億9,801万9,500円に変更することで、1,270万3,950円減額をさせていただくものでございます。

変更内容の詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） 議案第42号、与謝野町地域情報通信基盤整備線路設備工事請負契約の変更につきまして、ご説明申し上げます。

まず、変更内容につきましては、工事請負額2億1,072万3,450円を1,270万3,950円減額いたしまして、1億9,801万9,500円に変更するものでございます。

議案第41号でご説明させていただきましたが、加悦地域の2,347世帯の加入申込者数のうち、2,190世帯につきましては、年度内に完成する予定でございますが、残りの157世帯につきましては、年度をまたがる恐れがありますので、国庫補助金を含まない単独事業として引込線工事部分を分離して、別の請負契約をパナソニックシステム・ソリューションズジャパン株式会社関西社と随意契約で結びたいと考えております。また、パナソニックと別契約を結びます工事の完成が年度をまたがる場合は、年度末に明許繰越処理を専決でお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案資料の11ページをごらんください。

工事内容の変更につきましては、地域情報通信基盤整備推進交付金実施マニュアルにあるメニュー区分に沿って区分していきまして、本体メニュー費と附帯メニュー費に分けております。

4、工事内容の変更（1）本体メニュー費、①施設・設備費、アの線路設備につきましては、6万6,789メートルの光ファイバー延長を5,745メートル減少の6万1,044メートル

ルに変更しております。これは申請時に想定していました、引込ラインの実際の加入者との引き込み要望が異なったことや、引込ラインとしての集約等を図り、ルート見直しにより幹線の延長が減となったものでございます。

次に、(2) 附帯メニュー費、①の附帯施設費、ア設置線アース工事につきましては、ルート見直し等による幹線にかかるアース工事が増加いたしております。

最後に、②共通経費につきましては、全体事業費の減少などにより共通仮設費、現場監理費などが減少いたしております。

続きまして、5、契約事項の変更につきましてご説明いたします。

以上の変更に伴います工事請負額の変更前後を(1) 工事請負費に記載しております。

当初契約より1, 270万3, 950円減額の1億9, 801万9, 500円に変更するものでございます。

工事費の財源内訳は、(2) 財源内訳に記載いたしております。国からの地域情報通信基盤整備推進交付金が7, 024万1, 000円から460万7, 000円減額の6, 563万4, 000円。

地域活性化公共投資臨時交付金は1億2, 519万9, 000円から315万7, 000円減額の1億2, 204万2, 000円、地方債の合併特例債は1, 456万円から476万円減額の980万円といたしております。なお、最終的な一般財源の持ち出しは54万3, 500円となっております。

なお、本契約変更に伴います工期の変更はございません。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議賜わりまして、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

議長(井田義之) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、追加日程第4 議案第43号、与謝野町地域情報通信基盤整備工事(その2) 請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第43号、与謝野町地域情報通信基盤整備工事(その2) 請負契約の変更について、ご説明申し上げます。

この議案は、第35回平成22年12月議会において議決され締結いたしました与謝野町地域情報通信基盤整備工事(その2) 請負契約の変更を提案させていただくものでございまして、工事費の総額を8, 831万3, 400円から1億1, 060万2, 400円に変更することで、2, 328万9, 000円を増額させていただくものでございます。

変更内容の詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(井田義之) 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長(吉田伸吾) 議案第43号、与謝野町地域情報通信基盤整備工事(その2) 請負契約の変更につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、この工事の請負契約につきましては、平成21年度与謝野町地域情報通信基盤整備工事

の加入申し込み締め切り以降、新たに加入申し込みがあった加入者に対して、有線テレビ事業のサービスが提供できるよう、引込工事等を発注するため、当初、随意契約で工事の相手方を株式会社協和エクシオ関西支店として、工事請負契約を締結しておりました。

加入申込者の増加に伴い、工事費の総額が与謝野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例に基づき、議会の議決が必要となり、第35回平成22年12月定例会において、第1回変更工事請負契約を議決していただいたものですが、このたび第2回変更工事請負契約の締結が必要となったため、提案させていただくものでございます。

工事請負総額については8,831万3,400円を2,328万9,000円増額いたしまして、1億1,160万2,400円に変更するものでございます。変更の主な理由につきましては、12月末から2月末までに加入申し込み等があった加入者に対して、引込工事等の追加発注をするために、請負契約の変更を行うものでございます。具体的には、一般住宅の加入申込数が第1回変更工事契約時の886世帯から63世帯ふえ、949世帯に変更すること。

ONU機器及びFM告知機器の購入につきまして、別事業であります与謝野町地域情報通信基盤整備センター設備工事にかかる加入状況と実数を精査したことにより、機器の購入数量が増加したことによるものでございます。

それでは、議案資料の13ページ、工事概要をごらんください。

4、工事内容の変更につきましては、区分項目ごとに数量の変更前、変更後として比較対象しております。

大きく分けて、町営府営住宅共用設備と引込設備とに分けておまして、町営府営住宅共用設備の変更はございません。岩滝、野田川地域の町営住宅4団地8棟94戸と、府営住宅6団地15棟268戸への共用設備工事でございます。

また、引込設備につきましては、加入申込数の増加に伴う数量の増加に加えまして、先ほどもご説明しましたが、ONU機器及びFM告知機器の購入数量の実数精査により増加したことによるものでございます。

続きまして、5、契約事項の変更につきまして、ご説明申し上げます。

以上の変更に伴います工事請負額の変更前後を（1）工事請負額に記載しております。

変更前より2,328万9,000円増額の1億1,160万2,400円に変更するものでございます。

工事費の財源内訳は、（2）財源内訳に記載しておまして、合併特例債を2,220万円増額の1億600万円としております。

また、（3）の工期につきましては、平成23年3月31日までで、変更なしとしておりますが、別事業の府営住宅の壁面に光ケーブル等を引き込むための配管工事の発注がおくれたことにより、町営、府営住宅の加入者宅にONU機器やFM告知機器の設置工事が、年度をまたがる恐れがありますので、工事完成が年度をまたがる場合は、年度末に明許繰越を専決でお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議をいただきまして、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これにて散会します。

次回は3月14日、午前9時30分から開議しますので、ご参集願います。

お疲れさまでした。

(散会 午後 3時38分)